

(続)・戦時労働市場に関する研究

——「農工調整」問題を中心として——

三好正巳

目次

- 一 開 題
- 二 総動員体制と「農工調整」問題
 - 1 軍事経済体制の破産と農業危機
 - 2 労働需給構造と農村労働力
 - 3 職工農家と兼農工業労働者
- 三 労働力調整機構
 - 1 農業生産機構と戦時農業要員指定
 - 2 農業生産機構戦時再編成と農業団体
 - 3 工場地方分散と労務配置
- 四 結 語

一 開 題

わが国鉱工業生産における、戦時増産強行過程は、農業労働力の鉱工業への吸引を契機として、「農業問題」

続・戦時労働市場に関する研究(三好)

を急速に顕在化させることになった。この農業労働力の流出と、それにとまらぬ農業労働力の劣質化は、農業の萎縮をもたらしただけでなく、農業における地主小作関係の動揺を激化させ、農業生産機構を破壊することによって、戦時軍事経済体制を、その基盤から崩壊せしめる危険性をも生ぜしめた。ここに農業労働力の調整が、「農工調整」問題に展開せざるをえない根拠があった。すなわち、地主的土地所有のもとでの停滞的生産力構造は、戦時軍需生産への生産力の急速な集積において、その矛盾を一挙に露呈し、したがって、労働力統制（労務配置措置）は、生産統制への展開を必然化され、労働力統制は生産統制に包摂されざるをえなくなった。こうして、日本資本主義資本蓄積における「脆弱性」が、戦時産業合理化過程で露呈する過程で、戦時労働市場統制は生産統制（生産機構の戦時再編成）の一環へと発展することとなった。

労働力統制が生産統制に統括されたことの具体的事例として、戦時農業要員指定をあげうる。すなわち、「食糧自給態勢強化対策要綱」（一九四三年二月二八日閣議決定）による戦時農業要員指定で、農業労働力の統制は、市町村農会の自主統制からさらに進んで、行政庁の統制となったのみでなく、これによって指定を受けたものが徴用から除外されることとなり、農業生産機構の再編・維持のための必要労働力の確保（農工調整）がはかられることとなった。

そこで、小稿では、「農工調整」問題を対象として、(1)戦時産業合理化過程における戦時失業構造を究明した別稿「戦時労働市場に関する研究」の統稿として、戦時下生産関係の一層の動揺による生産機構の強権的再編成過程における労働市場の拡大構造を解明し、(2)日本資本主義資本蓄積の「脆弱性」の露呈とその強権的補強による低賃銀維持機構を、解明することを課題とする。

また、かかる課題の究明は、生産関係の動揺とその強権的維持過程（自主統制から国家統制への移行）における資本貸労働関係の再生産分析として、国家独占資本主義労働市場論の方法を確定し、さらに、そのことによって、国家独占資本主義論をより具体的な資本主義論として解明する方を明らかにするであろう。

二 総動員体制と「農工調整」問題

1 軍事経済体制の破産と農業危機

日本資本主義資本蓄積の「脆弱性」は、戦時産業合理化過程で、(1)集約労働を基盤とする生産機構を崩壊せしめ、(2)軍事経済体制を破産させることにおいて露呈した。

(1) 集約労働体系の破産と生産崩壊

資本主義の全般的危機のもとでの生産力停滞は、戦争経済への転換の中で、機械化の停滞と熟練労働力の不足として現われ、戦時下軍需生産増強の要請は、不熟練労働力大量利用体系（戦時産業合理化）を生みだした。この不熟練労働力大量利用体系は、日本資本主義の、とりわけその基底における「脆弱性」において、労働力の一般・絶対的不足を結果した。特に、農村労働力の枯渇は、内地労働力による集約労働体系基盤を動揺せしめることとなった。そして、この集約労働体系の動揺が、労働編成における「質的逆転」過程を生み、熟練工の実働率（機械実働率）を高めるための労働編成（補助工体系）を解体し、強制徴用による植民地型強制労働への移行を要請した。この戦時強制労働は、生産関係の動揺とその強権的再編成において成立しえたかぎりにおいて、生産の減退をもたらさざるをえなかった。また、この生産の減退において、生産関係の動揺は、利潤については国家補

附表1 銑鉄需給関係

| | 生産高 | 輸入高 | 輸出高 | 差引需要高 | 生産高対高 需要高 |
|------|-------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------------|--------------|
| 昭和13 | 2,563,043 ^{トン} | 1,072,032 ^{トン} | 301 ^{トン} | 3,634,774 ^{トン} | 71 |
| 14 | 3,178,602 | 928,030 | 855 | 4,105,777 | 77 |
| 15 | 3,569,310 | 854,566 | 1,755 | 4,422,121 | 80 |
| 16 | 4,311,799 | 784,292 | 3,027 | 5,093,064 | 85 |
| 17 | 4,397,298 | 878,463 | 789 | 5,274,972 | 83 |
| 18 | 4,032,268 | 315,168 | — | 4,347,436 | 93 |
| 19 | 3,156,974 | 376,878 | — | 3,533,852 | 89 |
| 20 | 977,020 | 100,711 | — | 1,077,731 | 99 |

備考 資料庁長官官房統計課『製鉄業参考資料』（昭和18年～昭和23年）より。

償（軍需発注における前払制）を要請し、賃銀については、分配形態（請負賃銀制度）の矛盾を暴露し、賃銀統制の破産を結果した。

(2) 戦時下軍事経済体制の破産

軍事経済体制は、その再生産構造からみれば、鉄・石炭の交通（連環）体系である。⁽¹⁾この連環体系は、第一次世界大戦後の相対的安定期の終了とともに激化した市場問題のもとで、植民地体制の強化としてあらわれた。それゆえ、この連環体系の動揺は、その最も弱い環たる交通、運搬手段の破壊に起因し、また、内地労働力による集約労働から植民地型強制労働への転換が、この連環体系の動揺において、その弱さを植民地小規模製鉄所建設として発現せざるをえなくした。すなわち、日本資本主義の戦時軍事経済体制は、日本資本主義資本蓄積における「脆弱性」を、植民地小規模製鉄所建設とその破産として露呈させたのである。そこで、かかるものとしての戦時軍事経済の崩壊について、(1)鉄鋼生産の崩壊と、(2)物動計画の挫折において簡単にふれておこう。

1 鉄鋼生産の崩壊

鉄鋼生産における重層構造は、銑鉄自給率の低さに示されている。したがって、鉄鋼の戦時増産体制は、銑鉄増産を軸とした銑鋼一貫体制（日鉄支配

附表 2-1 朝鮮における製鉄業

設備〔工場別〕

| 設備名 | 会社工場名 | 設備数 | 公称年間能力 | 備考 |
|------------|---|--|----------------|-----------|
| 高 炉 | 日 本 製 鉄 兼二浦 清 津 | ト ン 基 350×2 300×1 | ト ン 310,000 | |
| | | 500×2 | 310,000 | |
| 小 型 高 炉 | 鐘 淵 実 業 平 壤 是 川 製 鉄 三 和 朝 鮮 製 鉄 平 南 日 本 製 鉄 兼二浦 清 津 日 本 鋼 管 元 山 日 本 無 煙 炭 海 州 利 原 製 鉄 鎮南浦 利 原 | 20×10 | 62,000 | |
| | | 20×10 | 62,000 | |
| | | 20×10 | 62,000 | |
| | | 20×10 | 62,000 | |
| | | 20×10 | 62,000 | |
| | | 20×2 | 12,400 | |
| | | 20×8 | 49,600 | |
| 20×5 | 31,000 | | | |
| 原 鉄 | 鐘 淵 実 業 平 壤 大 華 鉦 業 城 津 日 本 高 周 波 重 工 城 津 三 菱 鉦 業 清 津 理 研 工 業 兼二浦 | …… | …… | 粒 鉄 |
| | | …… | …… | 海綿鉄 |
| | | 電気炉 15組 | …… | 棒 鉄 |
| | | 回転炉 6基 | …… | 粒 鉄 |
| …… | …… | …… | 海綿鉄 | |
| 平 炉 | 日 本 製 鉄 兼二浦 | 50×3 | 102,000 | |
| 電 気 炉 | 日 本 高 周 波 重 工 城 津 三 菱 製 鋼 仁 川 平 壤 三 菱 鉦 業 清 津 そ の 他 | 10×4, 6×1, 5×7 3×1, 1×1 1×4, 0.5×8, 0.4×2 0.2×2 | 119,000 | 孤光式 |
| | | …×3 | 23,000 | 誘導式 |
| | | 2.5×2 | 19,600 | 誘導式 |
| | | 7×2 | 7,000 | 孤光式 |
| | | …… | 19,600 | 孤光式 |
| …… | …… | …… | | |
| 圧 延 | 日 本 製 鉄 兼二浦 日 本 高 周 波 重 工 城 津 三 菱 製 鋼 平 壤 | …… | 70,000 | 大型(軌,形,棒) |
| | | …… | 100,000 | 厚 板 |
| | | …… | 40,000 | 中,および小型 |
| …… | 40,000 | 分塊・圧延 | | |
| 鍛 造 | 日 本 高 周 波 重 工 城 津 三 菱 製 鋼 仁 川 平 壤 そ の 他 | S. H. 3×4, 2×9 1.5×2, 1×10, 0.5×3 | — | |
| | | A. H. 1×1, 0.25×2 P350 | — | |
| | | P1,000, A. H. 2×1 | 300 | |
| …… | 6,000 | | | |
| …… | …… | | | |
| 鑄 造 | | …… | …… | |

備考 資源庁長官官房統計課『製鉄業参考資料』(昭和18年~昭和23年)より。

続・戦時労働市場に関する研究(三好)

附表3 耕地累年表（属地主義）

| 年次 | 総数 | 田 | 畑 | 総数における前年との差 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 昭和10(年末現在) | 6,058,753.0 | 3,219,325.7 | 2,839,427.3 | |
| 11 | 6,085,886.8 | 3,217,685.5 | 2,868,201.3 | 27,133.8 |
| 12 | 6,098,435.3 | 3,217,928.6 | 2,880,506.7 | 12,548.5 |
| 13 | 6,078,282.5 | 3,208,254.3 | 2,870,028.2 | - 20,152.8 |
| 14 | 6,079,246.6 | 3,209,298.0 | 2,869,948.6 | 964.1 |
| 15(8月1日現在) | 6,077,502.5 | 3,206,575.6 | 2,870,926.9 | - 1,744.1 |
| 16 | 6,056,655.5 | 3,202,731.8 | 2,853,923.7 | - 20,847.0 |
| 17 | 6,028,239.6 | 3,198,687.4 | 2,829,552.2 | - 28,415.9 |
| 18 | 5,982,683.7 | 3,177,468.6 | 2,805,215.1 | - 45,555.9 |
| 19 | 5,843,835.8 | 3,137,409.1 | 2,706,426.7 | -138,847.9 |

備考 農林省総務局統計課『第二十一次農林省統計表』（1946年）より。

附表4 耕地拡張及潰減面積累年表

| 年次 | 拡張 | 潰減 | | | 畑を田に | 田を畑に | 耕地整理、区画整理に因り耕地の増減したるもの | |
|------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|------------------------|----------|
| | | 総数 | 荒廃 | 人為的変換 | | | 増加したもの | 減少したもの |
| 昭和10 | 54,396.5 | 33,641.1 | ... | ... | 4,683.4 | 3,754.8 | 4,141.8 | 3,789.0 |
| 11 | 50,925.8 | 24,828.9 | ... | ... | 3,838.5 | 7,538.8 | 6,320.9 | 5,283.7 |
| 12 | 38,130.3 | 23,874.5 | ... | ... | 2,826.5 | 1,567.9 | 4,771.4 | 6,480.0 |
| 13 | 32,345.9 | 46,973.6 | ... | ... | 4,110.0 | 1,000.5 | 8,398.3 | 13,780.1 |
| 14 | 31,721.2 | 30,951.8 | ... | ... | 2,874.4 | 979.4 | 6,346.5 | 5,896.3 |
| 15 | 30,666.6 | 34,468.3 | ... | ... | 2,073.8 | 1,775.3 | 10,932.7 | 8,875.6 |
| 16 | 26,730.4 | 45,742.1 | 8,492.8 | 37,249.3 | 5,784.0 | 2,602.3 | 8,134.5 | 9,969.8 |
| 17 | 28,834.9 | 57,808.4 | 5,787.8 | 52,020.6 | 5,123.7 | 3,104.7 | 2,526.2 | 1,968.6 |
| 18 | 21,747.9 | 66,781.2 | 11,122.8 | 55,658.4 | 3,278.7 | 2,163.4 | 284.8 | 807.4 |
| 19 | 16,014.6 | 94,572.2 | 15,713.5 | 78,858.7 | 1,839.5 | 4,486.8 | 415.1 | 1,567.6 |

備考 前掲、農林省総務局統計課『第二十一次農林省統計表』より。

続・戦時労働市場に関する研究（三好）

七（七）

この農業の萎縮化は、(1) 耕地の潰減、(2) 農業生産力の崩壊、(3) 「窮迫離農」の増加として発現する。

(1) 耕地の潰減

農林省統計によれば、耕地の減少は、一九三七年から一九四四年にいたる間に、ほぼ二五万町歩の減少をみた（附表3）。耕地減少の主たる原因は、耕地拡張の停滞と人為的変換を中心とする潰減の進行とにあった（附表4）。この人為的変換の内容は、工鉱業用地、住宅地、道路や鉄道敷地、軌道敷地への転用で、とくに

重要なのは、「意識的なる耕作放棄による荒廢」が非常に多いことで、林地や牧地への転用など、農業の粗放化とともに、それは戦時食糧増産の破産を表示するものである。

この土地利用における粗放化は、農業労働力の劣質化と絶対的不足に起因し、同時に、軍時的要請による工場
の地方分散とともに、戦時軍時経済の急速な展開が、耕地のかかる潰滅を発生せしめた。

(2) 農業生産力の崩壊

地主的土地所有に制約された日本農業では、農業の資本蓄積を困難ならしめ、したがって、ここでは裸の手労働による集約労働が、農業生産力の基幹たらざるをえなかった。農業生産機構はそのような内容として成立していた。したがって、「生産様式を変更する程の農業投資なしに単純なる労働力の引揚げ流出はそれだけ生産力の減少であった」⁽³⁾。なお、この農業労働力の流出による不足は、経営規模、作目、地域の違いなどによって、その影響を若干異にしていた。いま、帝国農会編『時局下農業経営及び農家経済の動向』（一九三九年、昭和書房）によって、実態の一端にふれてみよう。

1 工業地帯とその隣接地帯の農業労働力

大阪府下農業は、戦時体制下で急速に萎縮した。それは、農家戸数の激減と兼業農家の増加において表示される。この兼業農家の中には、経営地中の小作地の大部分を返還し、妻の労働を主とした米、蔬菜類の自給にまで経営を縮小した農家が相当数ふくまれる。萎縮は、さらに、応召、軍需工業への中堅労働力の移動と、日雇賃銀急騰から、余剰労働の利用の程度をこえた農外労働への就労の増加とによって、経営の粗放化の一層の進行としてあらわれている。

附表5 青年男女農業就労働態調 (1938年9月1日現在)

| | 総数 | 農業に従事する | 会社、工場の業務に従事する | 割合 | |
|----|--------|---------|---------------|---------|---------------|
| | | | | 農業に従事する | 会社、工場の業務に従事する |
| 男子 | 1,379人 | 313人 | 1,066人 | 22.7% | 79.3% |
| 女子 | 1,333 | 680 | 653 | 51.0 | 49.0 |
| 計 | 2,712 | 993 | 1,719 | 36.6 | 63.4 |

備考 1) 『遠賀郡農会調査』による。
 2) 帝国農会編『時局下農業経営及び農家経済の動向』, 昭和書房, 1939年, 7頁より。

附表6 農業従業者 (佐賀県農会調)

| | 男 | 女 | 計 |
|---------|---------|---------|----------|
| 昭和12年7月 | 76,789人 | 82,618人 | 159,407人 |
| 13年3月 | 72,624 | 82,041 | 154,665 |
| 差額 | -4,165 | - 577 | - 4,742 |

備考 前掲, 帝国農会編『時局下農業経営及び農家経済の動向』, 38頁より。

また、北九州工業地帯に隣接した、福岡県遠賀郡では、労働力不足は一段と進行し、その結果、同郡における一九三八年九月一日現在の、郡内居住農家の男女青年一七才から二五才までの者で、農業従事者比率はきわめて低く、工業地帯隣接地農村における、青年労働力流出は深刻であった(附表5)。

2 農業地帯における農業労働力

東北型農業地帯では、たとえば福島県のばあい、戦争の初期の段階では、全体としては顕著な影響はみとめられなかった。農家戸数をみると、総戸数は漸減したが、兼業農家は専業農家の減少よりも大きく減少をしている。しかし、このことがすぐに農業労働力の逼迫につながるのでなく、「ユヒ」制度の残存、作業線上・

繰延など共同作業強化を楨杵とした労働強化の如何と深くかかわっている。また、福井、石川両県のばあいでも、農業労働力は相対的に余裕をもってはいたが、それでも、農業基幹労働力の軍需産業への移動・流出は年とともに増加した。その流出先は、その相当部分が地域外への流出であった。

また、佐賀農業地帯をみると、一九三七年七月から翌年三月までの僅か八ヶ月の間に、約五千人の減少をみせ、しかもその大部分は、男子労働力であった(附表6)。し

附表7 農家、家族人員 (佐賀県農会調査)

| | 6才以下 | 7～15才 | 16～60才 | | 60才以上 | 計 |
|---------|---------|--------|---------|----------|---------|---------|
| 昭和12年7月 | 55,193人 | 76,434 | 83,313 | (90,194) | 34,338 | 339,472 |
| 13年3月 | 56,178 | 76,290 | 78,803 | (89,645) | 33,332 | 334,248 |
| 差 額 | + 985 | - 144 | - 4,510 | (- 549) | - 1,006 | - 5,224 |

備考 1) 括弧内は女子。

2) 前掲、帝国農会編『時局下農業経営及び農家経済の動向』、38頁より。

附表8 農業人口の推移

| 年次 | 男 | 女 | 計 |
|------|-------|-------|--------|
| 昭和5年 | 7,597 | 6,366 | 13,964 |
| 15 | 6,365 | 7,183 | 13,549 |
| 19 | 5,020 | 7,676 | 12,696 |
| 20 | 4,308 | 7,507 | 11,815 |

備考 勲銀『戦時戦後を通ずる農村経済の変貌』より。

かまなほ、農業労働力構成の劣質化は、男女構成とともに年令構成においても老幼化として進行した(附表7)。この農業労働力の劣質化は、もともとこの地帯が稲作地帯として、福岡県山門郡、三潴郡、その他県内山間地帯からの雇用労働力に依存していたことから、そこでの農業労働力不足を一層深刻化し、労力調整問題をひきおこすこととなった。

以上のごとく、戦争の初期の段階では、工業地帯隣接農村と農業地帯農村との間に、労働力不足において若干の相違がみられたが、この相違は、地主的土地所有に規定された農業生産関係の弛緩の進行状態にかかわっている。この農業生産関係(地主小作関係)の動揺が、遺制的慣行に規定された農業共同作業を解体させる過程において、そこでの農業日雇化を進行させ、都市日雇さらに都市賃労働者との連関を成熟させることによつ

て、農業労働力不足が労働市場における労働力不足との連関をもつこととなった。ここに農業労働力不足は、労力調整から農工調整の段階へと移行することになった。また、農業労働力が、かかる一般の労働市場との関連をもつことにおいて、その不足を急速に一般化すとともに顕在化し、戦争末期では絶対的不足をすら呼びおこすこととなった。農商省の、全国二〇カ町村の標準農村について行なった調査をもとにする推計によれば、一九四四年二月から同年末までに、八八万二千

附表 9 農業地帯における過小農収支

(昭和14年度)

| | | | 耕作面積 | 農業収入 | 農業支出 | 農業所得 | 家事収入 | 所得計 | 家事支出 | 開 差 |
|----------|--------|----|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| | | | 反 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 水田 地帯 | 自 小 | 作 | 8.103 | 622.93 | 324.71 | 298.22 | 75.52 | 373.74 | 691.54 | -317.80 |
| | | 自作 | 8.905 | 858.35 | 415.87 | 415.87 | 21.33 | 437.20 | 453.82 | - 16.62 |
| | | 小作 | 6.706 | 462.12 | 209.75 | 209.75 | 8.17 | 217.32 | 280.67 | - 62.75 |
| 畑作 地帯 | 自 小 | 作 | 10.014 | 729.49 | 335.76 | 389.73 | 16.03 | 405.76 | 401.95 | 3.81 |
| | | 自作 | 10.009 | 600.84 | 262.85 | 337.99 | 9.06 | 347.05 | 353.14 | - 6.09 |
| | | 小作 | 13.225 | 419.57 | 216.18 | 203.39 | 0.30 | 203.69 | 300.06 | - 96.37 |
| 山村 地帯 | 自 小 | 作 | 11.502 | 651.46 | 296.88 | 354.58 | 23.81 | 378.39 | 479.48 | -101.09 |
| | | 自作 | 9.029 | 529.98 | 279.16 | 250.82 | 15.58 | 266.40 | 313.26 | - 46.86 |
| | | 小作 | 4.625 | 259.42 | 16.21 | 243.21 | 6.15 | 249.76 | 221.07 | 28.69 |
| 近郊 地帯 | 自 小 | 作 | 7.613 | 824.18 | 418.06 | 406.12 | 16.95 | 323.07 | 674.72 | -351.65 |
| | | 自作 | 6.709 | 412.19 | 279.32 | 132.87 | 7.88 | 140.75 | 382.27 | -241.52 |
| | | 小作 | 3.906 | 131.80 | 107.99 | 23.81 | 3.98 | 27.79 | 238.16 | -210.37 |

備考 1) 長野県農会調査。

2) 栢野晴夫『我国産業構造の変移と過小農の動向』, 協調会『社会政策時報』第269号(1943年2月), 106頁より。

人の減少がみられる(附表8)。その不足数は、一九四五年
度で、二四〇万人と推定された⁽⁴⁾。この不足は、援農動員や
共同作業の拡大などによって補填しようとするものではなく、
農業労働力の構成も、一層劣質化したのである⁽⁵⁾。こう
して、労働市場の拡大における農業労働力の不足において、
農業生産力の崩壊は、農業生産機構そのものの崩壊を意味
したのであった。

(3) 「窮迫離農」の増加

戦時下の農業萎縮は、農家経営に、過小農の窮迫と兼業
促進をもたらした。長野県農会が、平均耕作面積八反三畝
に近い過小農の多い代表的農村を、稲作地帯、畑作地帯、
山村地帯、都市近郊地帯別に調査したところによると、畑
作地帯の自作農と、山村地帯の小作農をのぞいて、農家家
計の破産は明白である(附表9)。したがって、生計維持的
兼業への指向は強く、農家収入における兼業収入比重は、
六反未満の農家では、自作の別なくきわめて高い。また、
自作、自作農家でも、八反以下の規模の農家で、ほぼ五

附表10 農業地帯における経営規模別自小作別農耕兼業所得および割合

| | | 4反以下 | 6反以下 | 8反以下 | 10反以下 | 15反以下 | 20反以下 | 20反以上 | 平均 |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 自作農 | 農耕 {金額(円) 割合(%)} | 50.50 15.3 | 57.46 10.0 | 324.23 54.1 | 444.32 88.0 | 506.35 68.0 | 347.23 73.4 | 326.33 50.5 | 378.04 65.8 |
| | 兼業 {金額(円) 割合(%)} | 371.80 84.7 | 530.65 90.0 | 274.83 45.9 | 59.54 12.0 | 237.92 32.0 | 125.87 26.6 | 320.00 49.5 | 249.10 34.2 |
| 自小作農 | 農耕 {金額(円) 割合(%)} | 2.71 0.7 | 145.86 48.3 | 196.54 46.9 | 289.20 76.1 | 457.49 81.5 | 812.37 89.5 | — | 274.88 62.3 |
| | 兼業 {金額(円) 割合(%)} | 360.44 99.3 | 165.64 51.7 | 229.79 53.1 | 90.89 23.9 | 104.38 18.5 | 93.86 10.5 | — | 166.41 37.7 |
| 小作農 | 農耕 {金額(円) 割合(%)} | 4.79 2.6 | 60.00 16.8 | 291.79 93.7 | 247.64 75.2 | 203.39 67.0 | — | — | 152.46 49.0 |
| | 兼業 {金額(円) 割合(%)} | 197.63 97.4 | 297.39 83.2 | 17.87 6.3 | 74.75 24.8 | 101.70 33.0 | — | — | 156.22 51.0 |

備考 1) 長野県農会調査。

2) 前掲, 栢野晴夫『我国産業構造の変移と過小農の動向』, 115頁より。

割の兼業収入となっている(附表10)。

農林省の委嘱をうけた、帝国農会の「適正規模調査」(一九四〇年)によると、農家生活の不安定をうったえる農家は、調査総戸数の七三・四％に達し、経営規模からすると、一町五反から二町層農家が、生活の安定と不安定の分岐点をなしている(附表11)。

ところで、農家支出は、一九四二年頃から急速に減じ、この農業投資の縮小による農業支出の減退によって、農業所得の伸びは、収入の伸びをうわまわることとなった(附表12)。この農家所得の増加も、国債や軍需関係投資に吸収されていった。^(c)

さて、この農業所得増加は、農業経営にとって、いかなる内容をもっていたであろうか。

米生産についてみると、(1)経営耕地面積では、自作農は急速に減少し、小作農は停滞的で、水稻耕作面積については、ともに停滞的である。(2)米の反当生産額では、自作、小作農ともに、同水準で停滞している(附表13)。

つぎに、米生産費からみると、賃銀の占める割合が、自作、小作ともに増加し、自作では、土地資本利子が、生産費構成比のみ

附表11 全国農家収入と生活（田作兼畑作地帯）

| | 5反未満 | 5反～1町 | 1町～5反 | 1町5反～2町 | 2町～3町 | 3町～5町 | 5町以上 | 計又は平均 | |
|------------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 調査戸数 | 673 | 1,364 | 1,507 | 914 | 702 | 224 | 18 | 5,402 | |
| 農業生産価額 | 438.05 | 1,059.81 | 1,690.77 | 2,261.26 | 2,898.29 | 3,791.25 | 5,208.20 | 1,727.65 | |
| 中間生産物 | 32.26 | 75.92 | 121.40 | 173.88 | 230.53 | 230.28 | 228.84 | 128.68 | |
| 借入地小作料 | 43.25 | 102.38 | 152.98 | 185.48 | 243.13 | 302.23 | 534.90 | 152.85 | |
| 中間生産物及借入地、小作料差引額 | 362.54 | 881.51 | 1,416.39 | 1,901.90 | 2,424.63 | 3,208.74 | 4,444.46 | 1,446.12 | |
| 農業外所得 | 435.02 | 312.23 | 250.02 | 229.57 | 242.90 | 259.44 | 482.05 | 285.56 | |
| 現在生活程度 | 上 | 39 | 110 | 199 | 171 | 196 | 85 | 10 | 810 |
| | 中 | 243 | 771 | 995 | 627 | 446 | 118 | 7 | 3,207 |
| | 下 | 391 | 483 | 313 | 116 | 60 | 21 | 1 | 1,385 |
| 生活 | 安定 | — | 63 | 397 | 422 | 387 | 155 | 14 | 1,438 |
| | 不安定 | 673 | 1,301 | 1,110 | 492 | 315 | 69 | 4 | 3,964 |

備考 1) 全国1道3府43県1490町村を選定し、各町村毎の代表的な農村部落を選定し、全戸数39,297戸の戸別調査による「適正規模調査」である。
 2) 1940年（昭和15年3月1日より昭和16年2月末日まで）の事実（その年が特に豊作または不作の場合は、平年作を基準として）につき調査したものである。
 3) 中央農業会「適正規模調査報告」第二輯（田作兼畑作地帯）、1943年10月による。

附表12 農業収支所得

| | 収入 | | 支出 | | 所得 | |
|-------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
| | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 | 金額 | 指数 |
| 昭和11年 | 百万円 3,513 | 100 | 百万円 1,309 | 100 | 百万円 2,204 | 100 |
| 16 | 6,303 | 179 | 1,775 | 135 | 4,528 | 205 |
| 17 | 6,461 | 184 | 1,665 | 127 | 4,795 | 218 |
| 18 | 7,143 | 203 | 1,436 | 109 | 5,707 | 259 |
| 19 | 8,240 | 235 | 1,056 | 80 | 7,190 | 326 |

備考 勸銀調「戦時戦後を通ずる農村経済の変貌」より。

でなく、絶対的にも低落している。小作では、小作料の割合が相当の低下をみせている（附表14）。このような米生産費の動向は、農地調整法（一九三八年）、小作料統制令（一九三九年）、臨時農地価格統制令（一九四一年）、臨時農地管理令（一九四一年）などの戦時立法による、農業生産機構の戦時再編成・補強体制を反映したものであった。すなわち、農業における、地主小作関係の動揺は、その上に成立した共同作業において賃労働化をもたらししたが、それは、労働市場の一般的労働力不足のもとの農業労働力不足によって一層促

附表13 農業経営の動向

| | | 昭和13年 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-----|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自作農 | 耕地面積 | 反 19.127 | 17.919 | 17.724 | 17.605 | 18.320 | 16.712 | 17.901 |
| | 水稲面積 | 反 13.424 | 12.815 | 12.620 | 12.500 | 14.011 | 11.914 | 12.105 |
| | 反当生産額 | | | | | | | |
| | 玄米収量 | 石 2.499 | 2.641 | 2.368 | 2.132 | 2.434 | 2.278 | 2.196 |
| | 同 価 額 | 円 89.68 | 117.54 | 110.48 | 114.22 | 129.63 | 155.00 | 149.84 |
| | 反当生産費 | 円 78.67 | 93.47 | 107.61 | 107.44 | 117.82 | 127.34 | 142.36 |
| | 労働日数 | 日 20.2 | 21.4 | 21.0 | 20.5 | 20.8 | 20.5 | 20.4 |
| | 家 族 | 日 16.9 | 18.6 | 18.3 | 17.9 | 18.1 | 17.8 | 17.8 |
| | 雇 用 | 日 3.3 | 2.8 | 2.7 | 2.6 | 2.7 | 2.7 | 2.6 |
| | 畜力使役日数 | 日 1.5 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.7 |
| 小作農 | 耕地面積 | 反 15.925 | 16.316 | 16.115 | 15.814 | 17.813 | 15.600 | 15.314 |
| | 水稲面積 | 反 11.915 | 12.212 | 12.529 | 12.415 | 13.226 | 12.205 | 12.001 |
| | 反当生産額 | | | | | | | |
| | 玄米収量 | 石 2.479 | 2.636 | 2.380 | 2.137 | 2.442 | 2.278 | 2.203 |
| | 同 価 額 | 円 88.35 | 117.64 | 111.11 | 114.08 | 128.52 | 154.70 | 150.81 |
| | 反当生産費 | 円 83.89 | 106.96 | 117.74 | 119.37 | 131.02 | 140.99 | 155.81 |
| | 労働日数 | 日 19.3 | 20.1 | 20.1 | 20.5 | 20.3 | 19.9 | 20.5 |
| | 家 族 | 日 11.4 | 18.2 | 18.1 | 17.9 | 18.3 | 17.8 | 18.4 |
| | 雇 用 | 日 1.9 | 1.9 | 2.0 | 2.6 | 2.0 | 2.1 | 2.1 |
| | 畜力使役日数 | 日 1.3 | 1.3 | 1.4 | 1.6 | 1.4 | 1.4 | 1.5 |

備考 1) 反当生産価額は副収入を含む。

2) 昭和17年から費目改正が実施された。

3) 石橋幸雄編『帝国農会米生産費調査集成』（大正11年～昭和23年）1961年，農業綜合研究所より作成。

進された。こうして、米生産費における賃銀（自家労賃をふくめて）のもつ意味は拡大することとなった。^(?)また、こうした農業賃労働拡大は、農業生産機構の戦時崩壊過程で、食糧増産の強制による加重な農業労働を契機として、都市日雇を媒介として工業賃銀との関係（労働市場の成熟）を生じた。さらに、農業生産力の戦時崩壊が、農業労働の集約

附表14 反当米生産費構成果年表

| | | 昭和11年 | 13 | 15 | 17 | 19 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 自作農 | 種子費 | 円 0.66 | 円 0.86 | 円 1.20 | 円 1.38 | 円 1.68 |
| | 肥料費 | (0.93) | (1.09) | (1.12) | (1.17) | (1.18) |
| | 労賃 | 11.33 | 13.45 | 21.36 | 18.23 | 18.46 |
| | | (15.89) | (17.10) | (19.85) | (15.47) | (12.97) |
| | 諸材料費 | 21.51 | 25.28 | 41.47 | 52.08 | 63.40 |
| | | (30.25) | (32.13) | (38.54) | (44.20) | (44.53) |
| | 畜力費 | 1.69 | 2.26 | 3.45 | 4.32 | 6.06 |
| | | (2.38) | (2.87) | (3.21) | (3.67) | (4.26) |
| | 土地改良費 | 2.45 | 3.16 | 5.46 | 6.98 | 9.35 |
| | | (3.45) | (4.02) | (5.07) | (5.92) | (6.57) |
| | 農具費 | 0.09 | 0.11 | 0.18 | 0.31 | 0.69 |
| | | (0.13) | (0.14) | (0.17) | (0.26) | (0.48) |
| | 建物費 | 1.93 | 2.54 | 3.99 | 5.25 | 8.22 |
| | (2.71) | (3.23) | (3.71) | (4.46) | (5.77) | |
| 租税諸負担 | 1.62 | 1.73 | 2.19 | 3.09 | 4.44 | |
| | (2.28) | (2.20) | (2.04) | (2.62) | (3.12) | |
| 土地資本利子 | 7.75 | 6.15 | 5.64 | 6.62 | 11.02 | |
| | (10.90) | (7.82) | (5.24) | (5.62) | (7.74) | |
| 生産費 | 22.31 | 23.13 | 22.67 | 19.56 | 19.04 | |
| | (31.37) | (29.40) | (21.07) | (16.60) | (13.37) | |
| | 71.11 | 78.67 | 107.61 | 117.82 | 142.36 | |
| | (100.00) | (100.00) | (100.00) | (100.00) | (100.00) | |
| 小作農 | 種子費 | | 0.81 | 1.07 | 1.25 | 1.63 |
| | 肥料費 | | (0.97) | (0.91) | (0.95) | (1.05) |
| | 労賃 | | 12.72 | 19.93 | 17.12 | 16.67 |
| | | | (15.16) | (16.93) | (13.07) | (10.70) |
| | 諸材料費 | | 25.28 | 39.87 | 50.77 | 63.67 |
| | | | (30.13) | (33.86) | (38.75) | (40.86) |
| | 畜力費 | | 2.03 | 3.36 | 4.22 | 5.86 |
| | | | (2.42) | (2.85) | (3.22) | (3.76) |
| | 土地改良費 | | 2.75 | 4.84 | 6.10 | 8.68 |
| | | | (3.28) | (4.11) | (4.66) | (5.57) |
| | 農具費 | | 0.04 | 0.07 | 0.06 | 0.22 |
| | | | (0.05) | (0.06) | (0.05) | (0.14) |
| | 建物費 | | 2.28 | 3.58 | 4.66 | 7.92 |
| | | (2.72) | (3.04) | (3.56) | (5.08) | |
| 租税諸負担 | | 1.24 | 1.84 | 2.30 | 3.15 | |
| | | (1.48) | (1.56) | (1.76) | (2.02) | |
| 小作権利子 | | 1.09 | 1.10 | 1.29 | 2.69 | |
| | | (1.30) | (0.93) | (0.98) | (1.73) | |
| 農用建物敷地等 | | 0.59 | 0.64 | 0.67 | 0.46 | |
| | | (0.70) | (0.54) | (0.51) | (0.30) | |
| 土地資本利子 | | 0.41 | 0.37 | 0.40 | 0.46 | |
| | | (0.49) | (0.31) | (0.31) | (0.30) | |
| 小作材料 | | 34.65 | 41.07 | 42.18 | 44.40 | |
| | | (41.30) | (34.88) | (32.19) | (28.50) | |
| 生産費 | | 83.89 | 117.74 | 131.02 | 155.81 | |
| | | (100.00) | (100.00) | (100.00) | (100.00) | |

備考 1) () 内は構成比。

2) 前提、石橋幸雄『帝国農会米生産費調査集成』(大正11年～昭和23年)より作成。

強化による生産拡大を不可能にし、それが賃銀(自家労賃)上昇の限界を露呈せしめるや、農工賃銀所得格差を契機とする「窮迫離農」を生じた。

(1) 軍事経済体制は、植民地体制の強化にはかならないが、その経済構造は、鉄と石炭(今日では石炭にかわる石油)との連環を軸とした重化学工業生産力体系(連環体系)にはかならない。日本資本主義の軍事経済体制は、地主的土地所有の上に成立した内地労働力の集約労働を軸とした生産機構と植民地土地・資源奪取機構との連環体系として成立した。したがって、国内における地主小作関係の動揺と連環(交通)体系の戦争による破壊は、植民地強制労働の強制的強制を結果した。

(2) 一九三七年を境として、海運自主統制が始った(「海運自治聯盟」結成と臨時船舶管理法制定)。一九三九年の「海運統制委員会」への改組とその実行組合たる「海運統制輸送組合」の設立によって、国家統制への移行が始った。一九四〇年には、国家総動員法の発動による本格的な国家統制に移行した(海運統制令公布、「海運統制輸送組合」設立)。

戦争による船舶の損耗によって、物動計画の実施が困難になった。海運のかかる逼迫は、統制強化による需給調整と軍徴用船舶の帰航船腹利用、陸運輸送への転換で克服しようとするものではなかった。

海上輸送実績数 (単位 千噸)

| 年次 | 実績 | 月平均 |
|---------------------|--------|-------|
| 昭和12年(12年10月~13年9月) | 57,153 | 4,762 |
| 13年(13年10月~14年9月) | 64,207 | 5,350 |
| 14年(14年10月~15年9月) | 65,237 | 5,436 |
| 15年(15年10月~16年3月) | 32,796 | 5,466 |
| 16年 | 47,686 | 3,973 |
| 17年 | 39,405 | 3,283 |
| 18年 | 29,318 | 2,443 |
| 19年 | 17,264 | 1,438 |

- 備考 1) 昭和12年より15年までは海運総局調, 16年度以降は, 船舶運営会調による。
 2) 昭和12年10月から15年12月は, 臨時船舶管理法規定による報告にもとづく。
 3) 昭和16年度以降は船舶運営会所属の汽船の輸送実績。
 4) 日本銀行調査局「昭和5年以降に於ける我国主要産業の趨勢」(日本銀行調査局編「日本金融史資料」昭和編第27巻所収) 588頁より。

鉄道貨物輸送トン数及びトンマイル

| | 輸送トン数 (1,000トン) | トンマイル (1,000トンマイル) |
|-------------|--------------------|-----------------------|
| 昭和11年(1936) | 107,584 | 11,162,419 |
| 12年(1937) | 117,340 | 12,614,639 |
| 13年(1938) | 130,131 | 15,005,408 |
| 14年(1939) | 144,863 | 17,319,331 |
| 15年(1940) | 160,656 | 19,142,733 |
| 16年(1941) | 167,212 | 20,463,536 |
| 17年(1942) | 174,201 | 23,250,994 |
| 18年(1943) | 193,975 | 29,185,846 |
| 19年(1944) | 184,504 | 29,597,146 |
| 20年(1945) | 78,041 | 11,534,183 |

- 備考 1) 1945年は4月~10月まで。
 2) 国鉄資料による。
 3) 正木千冬訳, アメリカ合衆国戦略爆撃調査団「日本戦争経済の崩壊」1950年, 日本評論社, 253頁より。

農村人口構成

| | | 昭和15年 | | 19年 | | 増減(△) | |
|-------|---|--------|---------|--------|---------|-------|-------|
| | | 千人 | % | 千人 | % | 千人 | |
| 15才以下 | 男 | 276 | (2.0) | 11 | (0.1) | △ | 265 |
| | 女 | 291 | (2.0) | 29 | (0.3) | △ | 261 |
| | 計 | 567 | (4.0) | 41 | (0.4) | △ | 526 |
| 16才 | 男 | 584 | (4.3) | 525 | (4.1) | △ | 58 |
| | 女 | 679 | (5.0) | 808 | (6.4) | | 128 |
| | 計 | 1,264 | (9.3) | 1,334 | (10.5) | | 69 |
| 21才 | 男 | 3,224 | (23.8) | 2,330 | (18.2) | △ | 894 |
| | 女 | 4,330 | (32.0) | 4,802 | (37.8) | | 472 |
| | 計 | 7,555 | (55.8) | 7,132 | (56.0) | △ | 422 |
| 51才 | 男 | 1,148 | (8.5) | 1,036 | (8.2) | △ | 111 |
| | 女 | 1,111 | (8.1) | 1,178 | (9.3) | | 66 |
| | 計 | 2,260 | (16.7) | 2,215 | (17.5) | △ | 44 |
| 61才以上 | 男 | 1,130 | (8.4) | 1,116 | (8.8) | △ | 14 |
| | 女 | 770 | (5.8) | 857 | (6.8) | | 86 |
| | 計 | 1,901 | (14.2) | 1,973 | (15.6) | | 72 |
| 総計 | 男 | 6,365 | (47.0) | 5,020 | (39.4) | △ | 1,334 |
| | 女 | 7,183 | (53.0) | 7,676 | (60.6) | | 492 |
| | 計 | 13,549 | (100.0) | 12,696 | (100.0) | △ | 852 |

備考 1) ()内は構成比。
 2) 勸銀調査部『戦時戦後を通ずる農村経済の変貌』より。

農業会貯蓄及有価証券増加割合

| 年次 | 貯蓄増加分 (A) | 有価証券(除国債)投資増加分 (B) | B/A |
|-------|--------------|-----------------------|-------|
| | 百万円 | 百万円 | % |
| 昭和16年 | 884 | 692 | 78.3 |
| 17 | 1,491 | 135 | 9.1 |
| 18 | 2,549 | 1,274 | 50.0 |
| 19 | 376 | 2,969 | 790.0 |
| 計 | 7,435 | 6,302 | 84.8 |

備考 勸銀調査部『戦時戦後を通ずる農村経済の変貌』より。

- (3) 近藤康男『日本農業論』(上)、一九七〇年御茶の水書房、三六二頁。
- (4) 法政大学大原社会科学研究所『太平洋戦争下の労働者状態』(日本労働年鑑特集版)一九六四年東洋経済新報社、一七九頁。
- (5) 農村労働力の劣質化は、何よりもその労働力構成においてあらわれた。すなわち、青・壮年層男子農業労働力の激減によって、女子労働力の比重が増加し、同時に、かかる労働力構成の変化は、農村人口構成においても影響し、それは一五才以下人口の減少となってあらわれた。
- (6) たとえば、農業会系統の貯蓄、特に戦時下増加した貯蓄の八〇%近くが、国債以外の証券投資にまわされていた(日本銀行
- 海運の崩壊は、鉄鋼業の主要原料輸送距離を変化させた。日鉄のはあいでも、一九三八年を境としてトンマイル数は急減した(『日本製鉄株式会社史』一九五九年、四三二頁)。これは、同時に仲継輸送の採用、機帆船利用などの内容を反映したのもであった。

調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』一九四八年、日本銀行調査局『日本金融史資料』昭和編第二七卷所収、三〇七頁。

(7) 農業生産機構に規定された、米価における労務費の極端な低さないし零に近い自家労賃による地主米に規定された低米価に表現された日本農業の矛盾を、この農業における賃労働の成熟・拡大が露呈せしめることとなった。

2 労働力需給構造と農村労働力

日本農業の生産機構は、地主的土地所有の上に成立した生産性の低い「裸の労働力」の過度投下によって維持されてきた。そこでこの農業での労働力の不足は、地主小作関係の動揺における農業賃労働の成熟と拡大過程においてあらわれた。

まず、後進農業地帯では、遺制的賦役ないし年雇の手労働が農業の基幹労働力を担い、零細小作農により提供される賦役ないし奉公人労働が、農業生産機構の軸たる地主手作経営を支えてきた。すなわち、具体的には、地主小作関係における名子、刈分小作関係の残存が、そこでの労働関係における低い労働条件を規定していた。したがって、戦時下の労働市場の拡大において、この遺制的労働関係(慣行)を再編・温存することが、この農業生産機構の維持のために、重要な課題となった。したがって、農業労働力の不足は、遺制的労働慣行の再編成と結合した措置として、労力調整を要請し、農業労働力の不足が一層深刻となるとともに、それは自主統制から国家統制へと移行することとなった。そこで、遺制的労働関係残存地帯における労力調整について、具体的な検討を加えることにしよう。

名子、刈分制度残存地帯における労力調整

一九四〇年、帝国農会が岩手県農会と協力して行なった調査（帝国農会『岩手県名子刈分制度残存地帯に於ける農業労力調整調査』、一九四二年）によると、調査対象となった岩手県九戸郡江刈村寺田農事実行組合に所属する江刈村の農業生産力は、米の反当収量では全国平均の六〇—七〇％に過ぎず（附表15）、稗、ソバなどのみ全国平均をこえていた。また、米生産力の低劣なことから、牛馬小作による畜力利用の制約もあって、過重な労働投下が必要であった（附表16）。この過重な労働投下の最も必要な作業は、耕起、挿秧であり、それはユイコに頼っていた。さらに除草など、本田稲作の大部分もユイコによっていた。刈取、結束などは、個人作業で、また、運搬、脱穀、貯穀は、地主分については、ユイコ、自己の取前は、個人作業によっていた。

地主による賦役徴収（附表17）は、名子制度を中核とし、山名子制度を副次的とし、刈分小作にも賦役が残存していた。賦役の時期が、春の田植と秋の葛萩刈り敷草に徴せられ、名子の自家経営の繁忙期と重なることから、名子の労働力に障害となった。また、賦役労働の低生産性は、商品性の高い作目、たとえば養蚕において露呈した。したがって、賦役労働はもっぱら採桑労働に使用され、飼育労働は、

附表15 米生産力（寺田）

| | 所要労力 | 収量(反当) | | 単位労働力当収量 |
|----|------|--------|-------|----------|
| | | 人 | 石 | 斗 |
| 実数 | 全国 | 21.4 | 2.636 | 1.232 |
| | 寺田 | 30.1 | 1.400 | 0.465 |
| 指数 | 全国 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | 寺田 | 130.7 | 53.1 | 37.7 |

備考 1) 全国は昭和14年稲作作業別調査（概摺調整までをふくむ）より。
2) 寺田は名子よりの聴取調査（扱落まで）による。

附表16 稲作作業別労働に関する調査

| | 苗代一切 | 本田耕起整地 | 挿秧 | 除草 | 灌排水理 | 刈取より扱落まで | 計 |
|----|------|--------|-----|-----|------|----------|------|
| 全国 | 0.7人 | 3.0 | 2.1 | 4.4 | 1.0 | 5.6 | 16.8 |
| 岩手 | 1.0 | 4.4 | 3.2 | 4.6 | 1.4 | 6.3 | 20.9 |
| 寺田 | 2.3 | 8.4 | 6.2 | 4.0 | 2.0 | 7.2 | 30.1 |

備考 全国、岩手は帝国農会稲作作業別労働に関する調査（1939年）の小作者の部より。

附表17 地頭A賦役
使用別日数

| 賦役作業種目 | 日数 |
|--------|-----|
| 稲 調 | 90日 |
| 草 蒔 | 120 |
| 蒔 取 | 120 |
| 蒔 取 | 80 |
| 蒔 取 | 70 |
| 蒔 取 | 404 |

雇用賃労働によらざるをえなかった。しかしなお、この雇用労働力の供給源が、地頭の支配下の隷属関係にある農家であったことによつて、賦役労働の紐帯を完全に離脱しうるものではなかった。

農業における商品経済の侵入は、名子制度の解体を、ゆるやかながらも進行させ、名子の自作農化過程が進行した。名子の自作農化は、そこでの労働力の窮迫販売によつて進行するとともに、動揺する名子制度の縮小再編成過程における特権的名子として創出された。このようにして、労力調整は、遺制的労働関係の縮小再編成にはかならなかった。

また、農業賃労働市場の成熟した地帯は、商品性の高い作目が生産される地帯である。そのような作目は、多量の労力を必要とする。たとえば、蘭草栽培は、戦前で稲作の五倍の労力を必要とした。蘭草一反の作付で、普通延一五人の蘭刈人夫を必要とし、一町歩の作付で延一〇〇人の蘭刈人夫の雇用を必要としたという。このような労働力需要は、農業賃労働市場の成熟・拡大なしには充足されえない。また、農業賃労働市場の拡大は、年雇形態や農村内手間賃の慣行を崩壊せしめるなかで、日雇、季節傭労働者の増大をもたらしした。それは、農作業の特殊性に規定されるだけでなく、農業経営の発展段階と農業生産機構とに対応した雇用形態にほかならない。しかも、口入屋ないし仲介人(俗称トンビ)の介在、請取刈(束刈)などによつて、それは雇用構造を形成した。したがつて、戦時下の農業労働力不足における、労力調整は、共同作業の強化、移動作業班の結成など、こうした雇用構造に対応した形態をとらざるをえなかった。しかし、農業での労力調整が、そこでの雇用構造の再編成(農業生産機構の補強)を意図しながらも、労働市場の拡大を阻止しえないかぎり、農業生産機構の変化なしには、それは

失敗せざるをえないものであった。事実、農業雇用労働の実(閩)賃銀は、著しく騰貴し、また農業労働力不足の進行をも阻止しえなかった。

共同作業と雇用労働との関連は、米生産で、共同作業が当初計画のように実施しえなかったこともあって、雇用労働への依存は解消せずに残った。しかも、病虫害対策のための稲の移植期統制などで農繁期の労働時期が重なり、調整が困難となるなど、労働力不足を拡大する条件はさらに累積した。こうして、雇用労働への依存は減少するどころか増加させた。そこで、商品化作目生産地帯と米生産地帯の労働力調整や労働市場の実態について、検討を加えてみよう。

蘭草生産農業地帯における農業賃労働・雇用構造

岡山県御津郡今村、新屋敷農業実行組合を対象とする帝国農会の調査(帝国農会『農業労働移動ニ関スル調査』一九四三年)によると、今村は蘭草栽培の最も盛んなところである。米生産についても、岡山県南部は、技術的には先進農業地帯に属する。米作の農業技術の段階は、反当所要労働の少ないところで反当収量は多いという相関からすれば、挿秧反当労働が、全国平均より遙かに少ないことからみて、岡山県南部の農業技術の発展段階は相対的に高いといえよう(帝国農会編『戦時下に於ける農業技術の再編成』一九四一年橋書店、一五頁、一八頁)。また、牛馬耕の普及、機械化の普及においても、先進的農業地帯に属するといえよう。

新屋敷農業実行組合は、今村の農家一部の村一五戸(総戸数一七戸)で構成されている。農家戸数の半数は、一町以下の経営規模で、しかも耕地の大部分は借入地である。二町以上の経営農家でも借入地比率は高い。作付は、表作は稲作、裏作は麦または蘭草で、蘭草栽培農家の輪作型式は、米・麦と、米・蘭草の二系列があるが、大多

数の農家はこの二系列の併営であった。したがって、そこでの農繁期構造は、四月上旬から五月中旬(麦耕作、蘭草除草)、六月下旬から八月中旬、とくに七月中旬から下旬を最繁期(麦刈、蘭草刈・後植など)、一月初旬から二月下旬(稲刈、麦蒔、蘭植)となっている(附表18)。そこで、農業賃労働者の請入時期は、この時期、とくに七月中旬に集中する。蘭草の商品性を保持する作業適期の制約がきびしいことと、所要労働量が高く、稲作、麦作との競合によって、労働力不足は時期的に集中する。

一九四二年、請入労働力は一〇二名(外年雇一名)で、経営規模の大きい農家に、雇用実人員、延人員とも集中している。雇入労働者の平均年令は、三〇代、四〇代が相対的に増加し、労働力不足の影響が看取される。労働力供出地域は多様だが、約四三%が県外居住者で、とくに、香川、広島、徳島県居住者が多数をしめている。職業は農民が多く、さらにそれは増加の傾向をしめしている。労働条件については、蘭刈作業の労働時間は、朝四時から晚八時で、朝三時から晚一時というものもあった。賃銀は、上中下三段階で、日給八円から二・五円の間を普通とした。蘭草栽培農家の雇用賃銀の上昇は、比較的緩慢で、公定最高賃銀(七・五円)に比しても、実質賃銀としては低かった。また、蘭草栽培は、副業加工と結合しないかぎり、農家に余剰を残さないといわれ、劣悪な労働条件は、こうした農家経営の発展段階(さらには農業生産機構)に照応し、規定されるといえよう。経営耕地一町歩以下の農家で、所有地が僅少で借入耕地比率の高い農家の停滞傾向が顕著である。そこでは、蘭草作付面積は零細となり、賃銀労働者の雇用形態が、それによって規定されてくる。

雇用労働と農家との関係は、一般的には緊密でなく、ただ一部の労働者と緊密で特殊な関係が残存しているに過ぎない。なお、雇用慣行は、蘭草栽培量の増大(蘭草栽培方式の発展に規定される)によって、それまでの年雇形

附表18 農家農繁期の構造

続・戦時労働市場に関する研究(三好)

| | | | |
|---------|---|---|--|
| 二 月 | 上 | } | 蘭田本田灌排水作業(水車, 発動機等使用, 発動機ニテ反当1回1時間) |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 三 月 | 上 | } | 蘭春苗仕方作業} 麦中耕(除草ハ大抵ハヤラヌ)及堆肥入 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 四 月 | 上 | } | 春苗施肥数回 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 五 月 | 上 | } | 蘭田本田第1回除草及春除草(除草機ハ使用シナイ)} 副業が主 並ビニ双方ノ施肥, 麦土寄せ |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 六 月 | 上 | } | 蘭田本田及春苗第2回除草(第1回ヨリ稍多ク手間ヲ要ス) |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 七 月 | 上 | } | 稲苗代ノ準備作業及ビ種蒔(共同作業ニ依ル)} 蘭田本田第2回施肥(数回ニ分肥) 薬剤散布先刈法施用 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 八 月 | 上 | } | 麦刈取・乾燥・調整(共同作業ニ依ル) 麦跡田耕耘整地(共同作業及至手間賃ニ依ル) 麦跡田ノ田植及ビ蘭田ヘ植付ケル稲ノ仮植(共同作業ニ依ル)} 蘭草本田止肥及ビ 除草 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 九 月 | 上 | } | 蘭田ノコモ編ミ。稻田, 蘭田共畦草刈。稻田ノ除草。 蘭刈, 蘭泥付ケ。乾燥ノ連続作業。及ビ引続イテノ蘭跡田ノ代掻, 整地, 稲仮植苗 ノ移植 稲(麦跡田, 蘭跡田共)ノ除草 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 十 月 | 上 | } | 蘭春苗ヲ田ヘ移ス(整地, 施肥移植作業及ビ灌排水) 蘭草選別作業(機械ニ依ルモノ多シ)} 稻田灌水及畦畔雑草刈 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 十一 月 | 上 | } | 八月苗蘭草ノタメニ, 除草2, 3回, 施肥2回 八月苗蘭草ノタメ施肥1回} 稻田ノヒエ抜 } 稻田イナゴ取 } 副業が主トナル |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 十二 月 | 上 | } | 蘭田灌水 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 一 月 | 上 | } | 稲刈, 簡単な乾燥, 稲扱(共同作業ニ依ル) 畝立テ, 麦蒔} 稲扱乾燥 |
| | 中 | | |
| | 下 | | |
| 二 月 | 上 | } | 稲跡田蘭田ゴシラエ——耕耘, 代掻, 整地(耕耘機ニヨレバ牛ノ千分ノ1勞力) (畔付ケ, 灌水, 施肥ヲ含ム) 八月苗蘭掘, 土落シ, 株分, 蘭植付ケ } 蘭田灌水, 施肥(除草ハ無シ) } 副業が主 トナル |
| | 中 | | |
| | 下 | | |

備考 帝国農會『農業労働移動ニ関スル調査』1942年, 35頁より。

二三(一三三)

態や村落内手間賃慣行を解体させ、日雇、季節雇需要が増加した。蘭草栽培の時期制約の強い労働力需要の充足のために、口入屋ないし仲介人（俗称トンビ）を媒介とする募集を行なわざるをえなかった。それは、農家経営の発展段階に規定されて、蘭草栽培が不安定であることから、一層稀薄な雇用関係たらざるをえなかった。この不安定さのゆえに、請取刈が成立することにもなった。この蘭草栽培量の増加は、経営規模の底をひきあげ、戸別栽培量の安定化が進むと、雇用関係も安定的なものとなる可能性をもった。また、都市失業者層の縮小が起ると、仲介者の存在する余地は一層減退し、雇用関係は、恒常的季節雇を成立せしめた。しかし、逼迫した労働力不足による統制の進行は、恒常的季節労働者の移動を困難とし、そこから共同作業、移動作業班への依存を深めて行かざるをえなくなった。

佐賀農業地帯における共同作業と労働力移動

佐賀平坦地帯の農業は、米の収量は高く、経営面積も相対的に大きな地帯の農業である。それゆえ、雇用労働への依存は強かった。また、三化螟虫対策の県令による移植期統制などによって、農業労働の時期調整（共同作業）が困難となり、労働力不足は一挙に露呈した。佐賀県農業労働研究所の調査（佐賀県農業労働研究所『福岡県より佐賀県への田植労働者移動に就て』佐賀県農業労働研究所彙報第二号、一九四三年）によると、田植反当所要労働を二・二日（苗取り、植代掻き、挿秧を含む）、田植日数一〇日（植付遅延による減収をきたさない範囲の目標日数）で計算して、労働力不足延数（佐賀郡、神崎郡、三養基郡、小城郡の約四〇ヶ町村二万町歩総計）は、六八、三九六人（延数）に達した。この不足にたいし、はやくから、福岡県からの田植労働力の移動に依存することが見られた。一九四一年の移動実績調査では、実人員で八、六八〇人に達した（附表19）。一九四二年の雇用月平均日数（五日）を基準として計算

附表19 1941年福岡県より佐賀県への
田植労働力移動実績表

| 請入町村 出勤町村 | 佐賀郡 | 神崎郡 | 三養基郡 | 小城郡 | 計 |
|-----------------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | 三 瀨 郡 | 2,557 | 348 | 650 | 267 |
| 山 門 郡 | 1,563 | 1,104 | 279 | 211 | 3,157 |
| 八女・三井 久留米その他 | 145 | 576 | 858 | 122 | 1,701 |
| 計 | 4,265 | 2,028 | 1,787 | 600 | 8,680 |

備考 佐賀県農業労働研究所『福岡県より佐賀県への田植労働者移動に就て』より作成。

附表20 県外請負 (1942年実績)

| | 佐賀郡 | 神崎郡 | 三養基郡 | 小城郡 | 計 |
|-----------------------|---------------------|-------|-------|-------|--------|
| 請入人員 { 男 女 計 | 443 ^人 | | | | |
| | 1,698 ^人 | | | | |
| | 2,141 ^人 | 1,070 | 730 | 530 | 4,471 |
| 延人員 | 12,723 ^人 | 4,071 | 2,520 | 2,427 | 21,741 |
| 平均日数 | 5.9 ^日 | 3.8 | 3.5 | 4.6 | 4.9 |

備考 1) 1942年については未報告町村、報告の不備なるものを含む。

2) 前掲、佐賀県農業労働研究所『福岡県より佐賀県への田植労働者移動に就て』より作成。

題となった。

移動慣行は、移動が起った初期では、馬喰などの仲介を介在させていたが、この段階では、仲介者の残存を許しながら、伝統的慣行に従った移動が行なわれていた。移動は、経営面積の僅少な農家、晒蠟生産者のほか、嫁入仕度金を稼ぐための移動などの、種々の事情に起因した。また、副業の葎加工材料の確保のために、労力を提供するばあいもあった。そこで、労力調整は、農業賃労働のこのような段階からみて、それが実効をもちうるた

すると、延人員は約四四、〇〇〇にもなる。ほかに、県内移動があり、これを加えると相当の数になる。翌年には、未報告や報告不備があつて正確な比較は困難だが、実績で四、四七一人と、かなりの減少をみせている(附表20)。

佐賀県平坦部は、かなり古くから(大正初期)田植労働力が不足し、福岡県からの移動労働力に依存していたことよつて、田植労働力の移動慣行を成立させていた。したがつて、労力調整を行なうばあい、この慣行をどのように組みこむかが重要な問

めには、移動慣行を尊重せざるをえないこととなった。しかしこのことは、労力調整の担当者の「労力移動の統制に対しては慣行を尊重してやりたいと思います。然しやり方によれば何とも出来るのであると一応考へられもするけれども統制令の権威にも拘はるので充分考へて行かねばならない」（田植労力移動調整に関する佐賀県福岡県連絡打合会速記録）一九四二年五月、前掲、佐賀県農業労働研究所『福岡県より佐賀県への田植労働者移動に就て』所収）という言葉の中に、最もよくその矛盾をしめしている。すなわち、それは、労力調整が、農業賃労働市場の拡大（農業生産機構の動揺）なしにはありえないものでありながら、労力調整によって、農業生産機構を維持しようとすることの矛盾の表現にはかならない。

戦時下農業労働力の逼迫の内容は、(1)地主的土地所有と耕作規模、農業技術と機械化、労働ないし雇用慣行に規定された農業経営の発展段階に照応し、(2)戦時食糧増産政策における⁽¹⁾、臨時農地管理令、農業生産統制令などによる離農統制が、農業労働力の移動を一層困難にし、農業生産機構の保持と労働市場拡大との間の矛盾の顕在化をしめし(3)また、そのようなもつで、地主的土地所有に規定された労働慣行が一層弛緩したことが、雇用賃銀の高騰を結果するということである。

戦時食糧増産において、最大の桎梏となった農業労働力不足にたいし、共同作業の促進、移動労働力調整、援農動員などの措置がとられた。不足する農業労働力の調達には第一に、「むら仕事」における村落皆労働強化、第二に、「隣保共助」にもとづく共同作業、共同利用、共同炊事などの実施、第三に、農繁期の時期的分散、第四に、畜力、機械力投入を楨杆とする労働能率の改善によって行なわれた。⁽²⁾追加労働のこうした析出を基礎に、労力と農家収入を基準とした作付統制が実施された。こうして、農業生産統制の展開軸としての生産力は、この農繁期

共同作業によってになわれていたといえる。共同作業の実態については、佐賀県農業労働研究所が指導・実験した事例（佐賀県佐賀郡兵庫村西淵農事実行組合）によると、全

附表21 西淵農事実行組合共同作業班編成

| 班別 | 戸数 | 従業人員 | 経営面積 | 馬 | 1人当面積 | 馬一頭当面積 |
|-----|----|------|-------|----|-------|--------|
| 1 | 4 | 12 | 10.52 | 5 | 0.88 | 2.1 |
| 2 | 3 | 7 | 7.61 | 2 | 1.09 | 3.8 |
| 3 | 2 | 8 | 6.02 | 2 | 0.70 | 3.0 |
| 4 | 2 | 6 | 4.02 | 2 | 0.67 | 2.0 |
| 5 | 6 | 14 | 9.98 | 4 | 0.71 | 2.5 |
| 6 | 4 | 6 | 6.20 | 2 | 1.03 | 3.0 |
| 計6班 | 21 | 53 | 44.34 | 17 | 0.78 | 2.5 |

備考 佐賀県農業労働研究所「佐賀県農業労働研究所実験部落報告1」より。

附表22 第一作業班における労力過不足表（賃銀計算基準）

| | M | N | S | O | Y | 計 |
|--------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|------------------|
| 経営耕地面積 | 4.43町 (4.10) | 1.88 (1.88) | 2.41 (2.00) | 1.80 (1.80) | — (0.26) | 10.52 (10.04) |
| 労馬 | 5人(3) 2 | 2(1) 1 | 3(2) 1 | 2(1) 1 | — — | 12 5 |
| 麦 | 刈束 +16.0 | -34.0 | +11.0 | +7.0 | 0 | 0 |
| 結脱 | +14.0 | -13.0 | +2.0 | -3.0 | 0 | 0 |
| 馬 | -30.6 | -21.8 | +53.6 | -1.2 | 0 | 0 |
| 馬 | -81.7 | +13.2 | +30.9 | +37.6 | 0 | 0 |
| 田 | -13.9 | -39.5 | +72.8 | +7.6 | -27.3 | 0 |
| 計 | -96.2 | -95.1 | +170.3 | +48.3 | -27.3 | 0 |

備考 1) 経営耕地面積のうち()内は稲作耕地面積。
2) 労働のうち()内は女子。
3) 前掲、佐賀県農業労働研究所「佐賀県農業労働研究所実験部落報告1」より。

た事例（佐賀県佐賀郡兵庫村西淵農事実行組合）によると、全農作業が共同化されたが、この農家労働力の全面的利用形態での実施計画は実積と齟齬し、そこに雇用労働力需要を生ぜしめるとともに、共同作業での労力出超と入超の不均衡をもたらした（附表21・22）。共同作業の受役、出役については、経営耕地面積が一町未満のばあいは、自作をのぞ

いて出役日数が超過している（附表23）。自作のばあいでも、五反未満の経営農家では出役が超過している。すなわち、共同作業は、経営規模の小さな農家にとって、労働力不足下の低賃銀での賃労働強制であり、大規模経営農家にとっては、不足労働力の確保にはかならなかった。こうして大規模経営農家の労働力確保のために、「ユイ」の再編成強化が行なわれることになった。「ユイ」は、本来は出役、受役労働の一致が原則であるが、

附表23 自小作別労働状況（1戸当り）

| 自小作別 | 経営耕地広狭別 | 調査戸数 | 農業労働能力 | 被補出稼日数 | 年 雇 | | 季節及臨時雇 | 手 伝 人 | 共同作業 | | | 農業年雇総数 | | | |
|-------|---------|-------|--------|--------|------|-----|--------|-------|------|------|-------|--------|-----|-----|-----|
| | | | | | 農業生産 | その他 | | | 受役日数 | 出役日数 | 人員別戸数 | | | 員 数 | |
| | | | | | | | | | | | 一人 | 二人 | 三以上 | | |
| 自作 | 5反未満 | 275 | 1.6 | 45.8 | 0.0 | 0.0 | 7.3 | 1.4 | 1.5 | 2.1 | 1 | — | — | 1 | 1 |
| | 5反～1町 | 459 | 2.3 | 31.7 | 0.1 | 0.0 | 15.1 | 3.3 | 5.6 | 6.0 | 4 | — | — | 4 | 4 |
| | 1町～1町5反 | 548 | 2.6 | 20.9 | 0.0 | 0.0 | 22.5 | 3.9 | 10.2 | 9.9 | 23 | 1 | — | 24 | 25 |
| | 1町5反～2町 | 371 | 3.1 | 22.4 | 0.1 | 0.0 | 30.6 | 4.6 | 11.7 | 11.4 | 28 | 3 | — | 31 | 34 |
| | 2町～3町 | 302 | 3.3 | 15.8 | 0.1 | 0.0 | 46.2 | 5.8 | 11.8 | 10.8 | 25 | 4 | — | 29 | 33 |
| | 3町～5町 | 110 | 3.5 | 3.6 | 0.5 | — | 44.2 | 6.5 | 16.3 | 12.9 | 21 | 9 | 5 | 35 | 55 |
| | 5町以上 | 8 | 4.2 | — | 0.3 | 0.3 | 86.4 | 8.9 | 11.0 | 7.0 | 2 | — | — | 2 | 2 |
| | 計又は平均 | 2,073 | 2.6 | 25.1 | 0.1 | 0.0 | 25.1 | 4.0 | 8.9 | 8.6 | 104 | 17 | 5 | 126 | 154 |
| 自作兼小作 | 5反未満 | 219 | 1.7 | 58.0 | — | 0.0 | 3.0 | 1.1 | 3.1 | 3.4 | — | — | — | — | — |
| | 5反～1町 | 666 | 2.2 | 44.8 | 0.0 | — | 7.5 | 2.1 | 7.9 | 8.4 | 1 | — | — | 1 | 1 |
| | 1町～1町5反 | 757 | 2.5 | 24.9 | 0.0 | 0.0 | 11.3 | 2.6 | 9.6 | 10.0 | 12 | 1 | — | 13 | 14 |
| | 1町5反～2町 | 458 | 2.8 | 23.7 | 0.0 | 0.0 | 13.8 | 3.0 | 12.9 | 13.1 | 5 | 1 | — | 6 | 7 |
| | 2町～3町 | 341 | 3.3 | 17.0 | 0.1 | 0.0 | 25.1 | 2.7 | 11.1 | 10.9 | 19 | 1 | — | 20 | 21 |
| | 3町～5町 | 95 | 3.5 | 8.5 | 0.2 | 1.1 | 41.3 | 4.7 | 11.6 | 9.9 | 15 | 3 | — | 18 | 21 |
| | 5町以上 | 9 | 3.7 | — | 0.9 | 0.1 | 62.9 | 12.8 | 5.6 | 4.8 | 4 | 2 | — | 6 | 8 |
| | 計又は平均 | 2,545 | 2.6 | 31.0 | 0.0 | 0.1 | 13.2 | 2.6 | 9.5 | 9.7 | 55 | 8 | — | 63 | 71 |
| 小作 | 5反未満 | 179 | 1.5 | 78.2 | — | 0.0 | 1.2 | 1.2 | 2.0 | 2.4 | — | — | — | — | — |
| | 5反～1町 | 239 | 2.2 | 61.3 | — | — | 6.5 | 1.1 | 6.9 | 7.7 | — | — | — | — | — |
| | 1町～1町5反 | 202 | 2.5 | 25.3 | 0.0 | — | 6.9 | 1.4 | 7.7 | 7.8 | 2 | — | — | 2 | 2 |
| | 1町5反～2町 | 85 | 2.7 | 15.1 | 0.0 | 0.0 | 10.5 | 1.6 | 10.0 | 9.7 | 1 | — | — | 1 | 1 |
| | 2町～3町 | 59 | 3.0 | 16.3 | — | 0.0 | 13.7 | 2.5 | 13.4 | 12.6 | — | — | — | — | — |
| | 3町～5町 | 19 | 3.2 | 10.8 | 0.1 | — | 15.6 | 5.4 | 11.2 | 10.5 | 3 | — | — | 3 | 3 |
| | 5町以上 | 1 | 3.6 | — | — | — | 25.0 | 4.0 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計又は平均 | 784 | 2.2 | 45.5 | 0.0 | 0.0 | 6.6 | 1.5 | 6.9 | 7.2 | 6 | — | — | 6 | 6 |
| 総数 | 5反未満 | 673 | 1.6 | 58.4 | 0.0 | 0.0 | 4.3 | 1.3 | 2.2 | 2.6 | 1 | — | — | 1 | 1 |
| | 5反～1町 | 1,364 | 2.2 | 43.3 | 0.0 | 0.0 | 9.9 | 2.3 | 7.0 | 7.5 | 5 | — | — | 5 | 5 |
| | 1町～1町5反 | 1,507 | 2.6 | 23.5 | 0.0 | 0.0 | 14.8 | 2.9 | 9.6 | 9.7 | 36 | 2 | — | 38 | 40 |
| | 1町5反～2町 | 914 | 2.9 | 22.4 | 0.0 | 0.0 | 20.3 | 3.5 | 12.2 | 12.1 | 34 | 4 | — | 38 | 42 |
| | 2町～3町 | 902 | 3.2 | 15.6 | 0.1 | 0.0 | 33.2 | 4.1 | 11.6 | 11.0 | 44 | 5 | — | 49 | 54 |
| | 3町～5町 | 224 | 3.4 | 6.7 | 0.4 | 0.4 | 40.5 | 5.7 | 13.8 | 11.4 | 39 | 12 | 5 | 56 | 79 |
| | 5町以上 | 18 | 3.9 | — | 0.6 | 0.2 | 71.2 | 10.6 | 7.7 | 5.7 | 6 | 2 | — | 8 | 10 |
| | 計又は平均 | 5,402 | 2.5 | 30.9 | 0.0 | 0.0 | 16.8 | 2.9 | 8.9 | 8.9 | 167 | 25 | 5 | 197 | 233 |

備考 中央農業会「適正規模調査報告」第二輯（田作兼畑作地帯）1943年より。

勤労奉仕など「手間返し」の欠如した出役が単独で行なわれることもあった⁽³⁾。なお、「ユイ」は、労働力のみでなく、畜力についても行なわれていた。このように、共同作業における出役、受役の不均衡が、そこでの賃労働化を進行させ、また、労働力移動における移動慣行の残存とともに、農業労力の不足を農業賃銀労働力不足として発現させ、農繁期農業労働の賃銀を高騰させた。一九三七年には、佐賀農業地帯で、稲脱穀と麦蒔付直前に農業賃労働者が結束し、賃銀の大幅増額を要求したことが契機となって、労働力移動を系統農会で実施することになった。こうして一九三七年度冬期農業労働力移動の自主統制が始り、翌年には、計画的移動のために、移動班が結成された⁽⁴⁾。

地主小作関係の動揺による農業生産機構崩壊の危機は、戦時下で一層進んだが、この農業生産機構の補強は、在村労働力の皆労化と追加労働(勤労奉仕)を軸として展開された⁽⁵⁾。このような労働力調達に、結局は大規模経営農家の労働力確保に過ぎなかった以上、それは、自作農創設維持政策の戦時形態にほかならず、後に、安定農家や標準農村構想にいたる契機を胚胎していたといえる。

系統農会による労力調整は、農業日雇の折出とそれをふくめた労力調整たらざるをえなかったことによって、協定賃銀を成立させた。共同作業や移動班が、労働市場拡大を基礎とせざるをえなかったことにもとづく自己矛盾において、この協定賃銀は必然的要請であった。しかし、この協定賃銀は、実際の賃銀水準よりかなり低く決定されたことで、出役超過の零細農民労働の奪取となり、戦時下労働市場の拡大の中で、労力調達を困難にし、実質賃銀を高騰させ、自主統制を破産せしめた。とくに、雇用労働者の賃銀まで、この協定化がおよびえなかったことで、この自主統制の破産は当然であった。系統農会による労力調達の破産は、協定(自主統制)賃銀の実効

を喪失せしめ、鉱工業賃銀統制の基盤を崩壊させた。そこで、農業日雇賃銀の国家統制が要請され、「土木建築業、運輸取扱業、農業及林業労務者ノ最低賃銀及最高賃銀決定ノ件」(一九四二年二月三日厚生省発勞第九号)が厚生次官から各地方長官宛に通牒され、農業日雇賃銀は公定された。農業賃銀統制の強化は、昭和一八年(一九四三年)の国民動員計画(五月三日閣議決定)による農工調整⁽⁵⁾、第三次食糧増産対策たる「食糧自給態勢強化要綱」

(一九四三年二月二八日閣議決定)による戦時農業

要員指定、一九四四年の農業生産統制令改正による戦時農業要員の法制化など、農業労働力統制の強化過程と対応し、それによって農業における労働調整は実質的には農業徴用となった。

附表24 全国標準農業労働賃銀

| | 公定協定賃銀 | | | | 實際賃銀 | |
|--------|-------------|-------------|-------------|------|------|---|
| | 男 | | 女 | | 男 | 女 |
| | 円 | () | 円 | () | 円 | 円 |
| 水稲作 | 耕地整理 | 2.23 (2.99) | 1.89 (2.26) | 6.98 | 4.82 | |
| | 田植 | 2.55 (3.04) | 2.14 (2.58) | 6.67 | 5.53 | |
| | 除草施肥管理 | 2.21 (2.66) | 1.74 (2.13) | 5.71 | 4.42 | |
| 麦作 | 收穫調整 | 2.42 (2.89) | 1.85 (2.26) | 6.12 | 4.74 | |
| | 收穫調整 | 3.32 (2.79) | 1.76 (2.12) | 6.25 | 4.36 | |
| 養蚕 | 摘桑 | 1.91 (1.75) | 1.56 (1.86) | 5.16 | 3.45 | |
| | 飼育 | 2.08 (2.46) | 1.68 (1.98) | 5.44 | 4.47 | |
| 果樹 | 袋掛 | 2.02 (2.46) | 1.59 (1.91) | 5.32 | 3.95 | |
| | 收穫 | 2.14 (2.50) | 1.63 (1.88) | 5.46 | 4.01 | |
| 製茶 | 摘採 | 2.17 (2.58) | 1.67 (1.96) | 5.37 | 3.83 | |
| | 製造 | 2.28 (3.29) | 1.75 (2.23) | 6.68 | 4.68 | |
| 其他一般作業 | 2.13 (2.45) | 1.59 (1.92) | 6.20 | 4.52 | | |
| 平均 | 2.21 (2.67) | 1.74 (2.10) | 5.92 | 4.40 | | |

備考 1) 1944年全国平均1日当。
 2) ()内は最高賃銀。
 3) 全国農業会調査部「農業労働賃銀に関する調査」より作成。

附表25 農業以外の労働賃銀

| | 普通値 | | 最高値 | | |
|----------|-----|-------|-------|---|--|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 土木建築 | 大工 | 18.17 | 23.21 | | |
| | | 18.12 | 24.33 | | |
| | 屋根 | 17.77 | 25.72 | | |
| | | 11.84 | 19.93 | | |
| 山林 | 伐木 | 17.15 | 23.25 | | |
| | 運材 | 18.19 | 23.65 | | |
| 雑平 | 均 | 10.22 | 15.62 | | |
| 男子農業労働賃銀 | 均 | 15.92 | 22.24 | | |
| 同上に対する倍率 | 倍 | 5.92 | 8.47 | | |
| | | 2.68 | — | | |

備考 前掲、全国農業会調査部「農業労働賃銀に関する調査」より作成。

統制のかかる強化にかかわらず、実際(圖)賃銀は高騰し、公定賃銀との格差は大きくなった(附表24)。また、実際賃銀との極端な格差によって、農業労働賃銀統制の実効は著しく失われた。この実効回復のためには、公定賃銀の改訂をせざるをえず、一九四五年六月になって改訂された。しかしなお、それでも農業労働賃銀は、農業以外の日賃銀よりははるかに低かった(附表25)。

労力調整が、農工調整、離農統制、(実質的農業徴用)へ展開するとともに、援農動員も強化された。しかし、農業労働力は、それらによって補填されうる程度をはるかに超えた労働力不足におちいつていた。⁽⁶⁾

(1) 戦時食糧増産対策は、一九四一年度を初年度とする主要食糧等自給強化十ヶ年計画に始まる。ついで、食糧増産応急対策の閣議決定(一九四三年六月四日決定)、第二次食糧増産対策要綱(一九四三年八月一七日閣議決定)、第三次食糧増産対策(一九四四年)、食糧自給態勢強化対策要綱(一九四四年一月二八日閣議決定)が実施に移された。

(2) 佐賀県農業労働研究所指導の実験農村では、稲作反当所要労力改善において、苗代で二〇%強の節約を播種機利用と共同苗代で、本田耕起は耕地交換分合で二〇%、田植労働は縦縄規準往復植採用で五〇%、灌漑水管理は耕地整理と集団共同化で二〇%弱、刈取脱穀については耕地集団共同化と自働脱穀機投入により三〇%弱の節約を目標としていた。

(3) 農林省農政局『戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査』一九四二年、一六一頁。

(4) 前掲、帝国農会『時局下農業経営及び農家経営の動向』四二頁。

(5) 一九四三年春期農繁期における労力調整計画についての農林省の調査によれば、前年に比較して、件数・出勤人員共に以下のごとく増加している(帝国農会『大日本農会報』一九四三年五月号、五六―七頁)。

(一) 共同作業

実施組合数

| 作業別 | 一九四三年 | 一九四二年 |
|-----|---------|---------|
| 苗代 | 七八、四〇〇 | 七三、五〇〇 |
| 田植 | 一四一、四〇〇 | 一二二、〇〇〇 |

続・戦時労働市場に関する研究(三好)

麦 刈 七六、五〇〇 六八、〇〇〇
 麦脱穀調整 九五、〇〇〇 八二、〇〇〇

(二) 婦人労働活用施設

種別 開設箇所数 参加人員
 共同炊事場 五三、九〇〇 九二四、〇〇〇
 託児所 三八、〇〇〇 一、七八四、〇〇〇(受託児数)
 共同浴場 六、二〇〇 五六、〇〇〇

(三) 移動労働(単位百人)

| 種別 | 班数 | 実人員 | 延人員 |
|--------|--------|---------|-----------|
| 県外移動 | 三、八〇〇 | 二二、六〇〇 | 一九二、〇〇〇 |
| 県内郡外移動 | 一〇、四〇〇 | 七八、三〇〇 | 四八五、〇〇〇 |
| 県内郡外移動 | 三三、四〇〇 | 二三四、〇〇〇 | 一、二五八、〇〇〇 |
| 計 | 四七、六〇〇 | 三三五、九〇〇 | 一、九三五、〇〇〇 |

(四) 青少年学徒勤勞奉仕

| 学校種別 | 参加校数 | 実人員 | 延人員 | 一九四二年(春季延人員) |
|--------|-------|-------|--------|--------------|
| 国民学校 | 一六 | 三、七七〇 | 三一、九五〇 | 二三、六八〇 |
| 男子中等学校 | 一・五 | 六六〇 | 四、〇七〇 | 二、四四〇 |
| 女子中等学校 | 一・三 | 四六〇 | 二、八九〇 | 二、一五〇 |
| 高専・大学 | 〇・〇九 | 三〇 | 一二〇 | 一〇〇 |
| 計 | 一八・八八 | 四、九二〇 | 三九、〇三〇 | 二九、三七〇 |

備考 共同作業については、耕耘整地、除草、稲病虫害防除等部分的に行なわれている共同作業は含まず。

(6)

一九四五年年度の農業労働力総供給量は延二億二〇〇万人で、需要量にたいし延七億人余の不足がみこまれた。これに当年度転出見込数二〇万人を考慮すると、実人員で約二四〇万人の不足と推定された(法政大学大原社会科学研究所『太平洋戦争下の労働者状態』日本労働年鑑特集版、一九六四年東洋経済新報社、一七九頁)。

附表26 専業農家並兼業農家の副業及本業種類別戸数割合 (1940年)

| | | 5反未満 | 5反～1町 | 1町～5反 | 5反～2町 | 2町～3町 | 3町～5町 | 5町以上 | 計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 専業農家 | | 27.2% | 39.9 | 49.0 | 53.1 | 62.1 | 55.4 | 50.0 | 46.6 |
| 第一種兼業 | 林・水産業 | 3.7% | 7.2 | 8.8 | 7.4 | 3.8 | 1.3 | — | 6.6 |
| | 商工鉦業務 | 5.6 | 6.7 | 4.0 | 4.3 | 2.1 | 0.9 | 5.6 | 4.6 |
| | 官公務主 | 2.2 | 5.3 | 3.6 | 2.8 | 2.6 | 4.9 | 5.6 | 3.7 |
| | 地出稼 | 4.5 | 5.9 | 9.1 | 11.6 | 12.4 | 16.5 | 27.8 | 8.9 |
| | 被備の他 | 20.1 | 21.3 | 15.9 | 11.5 | 7.1 | 4.9 | — | 15.4 |
| | 小計 | 7.3 | 8.4 | 8.6 | 8.5 | 9.8 | 15.6 | 11.1 | 8.8 |
| | 計 | 43.4 | 54.7 | 50.0 | 42.2 | 37.9 | 44.6 | 50.0 | 47.9 |
| 第二種兼業 | 林・水産業 | 4.6% | 0.7 | — | — | — | — | — | 0.7 |
| | 商工鉦業務 | 8.9 | 1.1 | 0.5 | 0.1 | — | — | — | 1.6 |
| | 官公務主 | 4.6 | 1.5 | 0.1 | 0.1 | — | — | — | 1.0 |
| | 地出稼 | 1.9 | 0.7 | 0.2 | 0.5 | — | — | — | 0.6 |
| | 被備の他 | 7.1 | 1.1 | — | — | — | — | — | 1.2 |
| | 小計 | 2.2 | 0.4 | 0.2 | — | — | — | — | 0.4 |
| | 計 | 29.4 | 5.4 | 1.0 | 0.7 | — | — | — | 5.5 |

備考 中央農業会『適正規模調査報告』第二輯（田作地帯）1943年より作成。

続・戦時労働市場に関する研究（三好）

3 職工農家と兼業工業労働者

職工農家の増加は、戦時産業合理化過程での、日本資本主義資本蓄積の「脆弱性」露呈の具体的表現にはかならなかつた。戦時下兼業農家の増加は、急速に進行し、とくに第二種兼業の増加は著しく、零細農家の兼業化が著しかった（附表26）。さらに、農業労働力不足は、農業経営の粗放化をもたらし、零細農家の粗放経営は、経営の一層の不安定を増加させた。それは、経営耕地縮小による残留労働力の粗放経営たる職工農家として発現した。

職工農家は、一九四一年で、約六七〇万戸（鉦業、大工業、中小工業、商業、交通賃労働および職員勤務中の若干の部分）であつたものが、一九四三年には八一九〇万戸に増加した（附表27）。これは、実数よりかなり少なく表現されていると思われ⁽¹⁾。

ところで、工場隣接農村地帯の労働力移動形態は、通勤的流動を主要な形態とする。大阪市近郊農村における

附表27 兼業種類別兼業農家戸数

| | | 昭和16年 | 昭和18年 |
|----------------|-------------|---------|---------|
| 農業以外の産業を自営するもの | 森木炭 | 105,954 | 59,360 |
| | 林製業 | 241,969 | 237,400 |
| | 其他の林産物生産採取業 | 27,748 | 33,920 |
| | 漁業 | 156,647 | 155,640 |
| | 水産増殖業 | 19,975 | 19,768 |
| | 工商業 | 196,090 | 187,233 |
| | 交通業 | 265,814 | 213,214 |
| | 小作其他財産収入業 | 59,277 | 77,717 |
| | 其他の他産業 | 156,220 | 154,360 |
| | 其他の他産業 | 200,912 | 125,720 |
| 賃労働者たるもの | 農業日雇季節傭働 | 140,414 | 159,616 |
| | 林業賃労働傭働 | 26,186 | 25,455 |
| | 漁業賃労働傭働 | 171,375 | 255,013 |
| | 鮎業賃労働傭働 | 60,766 | 78,014 |
| | 大中工業賃労働傭働 | 56,593 | 71,162 |
| | 小工業賃労働傭働 | 183,255 | 287,314 |
| | 商通業賃労働傭働 | 172,687 | 230,917 |
| | 交通業賃労働傭働 | 50,617 | 49,347 |
| | 人家夫日雇傭働 | 92,757 | 136,647 |
| | 其他の賃労働傭働 | 246,576 | 275,181 |
| | 其他の賃労働傭働 | 45,414 | 50,916 |
| | 其他の賃労働傭働 | 255,064 | 361,732 |
| | 職員勤務 | 262,615 | 391,729 |

労働力移動調査⁽²⁾によると、一九三七年三月現在で、村内在住者で日々村外へ通勤するもの(学生をのぞく)は、大阪府下一四二ヶ町村の報告によれば、四三、〇七五人、一村当男子二四五人、女子五八人、計三〇三人で、現住人口比七・一％に達する(附表28)。また、このような通勤的流動は、工場地方分散によって、兼業職種変更の可能性を全国的な範囲に拡大することになり、農業生産機構の上から大きな問題となった。

備考 1) 昭和16年8月1日現在。
2) 農林省総務局統計課「第二十一回農林省統計表」による。

附表28 村内在住者の村外への通勤者数 (1937年3月現在)

| | 調査村数 | 調査全町村通勤者数 | | | | 平均1ヶ町村通勤者数 | | | | 現住人口に対する割合 |
|------|------|-----------|--------|-------|--------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 現在人口 | 男 | 女 | 計 | 現在人口 | 男 | 女 | 計 | |
| 三島郡 | 21 | 121,630 | 9,081 | 750 | 9,831 | 5,792 | 432 | 36 | 464 | 8.1% |
| 豊能郡 | 6 | 27,147 | 4,145 | 650 | 4,795 | 2,785 | 690 | 108 | 798 | 2.9 |
| 泉北郡 | 21 | 100,739 | 5,970 | 2,067 | 8,037 | 4,797 | 284 | 98 | 382 | 7.9 |
| 泉南郡 | 29 | 114,953 | 2,940 | 1,658 | 4,598 | 3,964 | 101 | 57 | 158 | 3.9 |
| 南河内郡 | 27 | 92,108 | 4,091 | 1,143 | 5,234 | 3,411 | 151 | 42 | 193 | 5.6 |
| 中河内郡 | 20 | 98,497 | 4,562 | 1,104 | 5,666 | 4,925 | 228 | 55 | 283 | 5.7 |
| 北河内郡 | 18 | 55,861 | 4,054 | 860 | 4,914 | 3,103 | 225 | 48 | 273 | 8.7 |
| 計 | 142 | 610,935 | 34,843 | 8,232 | 43,075 | 4,302 | 245 | 58 | 303 | 7.1 |

備考 帝国農会「大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査」第一部、1938年、33頁より。

附表29 階層別通勤工農家数 (1941年)

| | 自作 | 自・小作 | 小・自作 | 小作 | 計 |
|--------|----|------|------|----|----|
| 5反未満 | 9 | 8 | — | 15 | 32 |
| 5～10反 | 2 | 4 | 3 | 5 | 14 |
| 10～20反 | 6 | 7 | 9 | 1 | 23 |
| 20～30反 | — | — | 1 | — | 1 |
| 計 | 17 | 19 | 13 | 21 | 70 |

- 備考 1) 世帯内から1人以上の通勤工を出している農家。
 2) 茨城県多賀郡豊浦町での調査(1943年)。
 3) 中小企業通勤農家戸数を含まず。
 4) 農商省総務局『農工調和に関する基本調査報告書』1944年より。

附表30 世帯別、長男、その他通勤農家数 (1941年)

| | 世帯主 | 長男 | 其の他 | 計 |
|--------|-----|----|-----|-----|
| 5反未満 | 20 | 24 | 16 | 60 |
| 5～10反 | 5 | 9 | 4 | 18 |
| 10～20反 | 3 | 12 | 7 | 22 |
| 20～30反 | — | — | 1 | 1 |
| 計 | 28 | 45 | 28 | 101 |

- 備考 1) 中小企業通勤工をふくむ。
 2) 前掲、農商省総務局『農工調和に関する基本調査報告書』1944年より。

である(附表30)。この職工農家の増大は、それが農業生産機構の崩壊の危機を表現するかぎり、戦時食糧増産のために、農業生産機構の再編成が必要であった。しかし、農業生産機構の危機の深刻さは、当時の農家適正規模を全国平均で一町七反の経営規模に設定せざるをえなかったことに表現されている。このような階層を戦略農家として設定し、それを基軸に農業生産機構を再編成するためには、かなりの農家の切り捨(分村計画、土地改革など)を要し、いかに強権的に再編成をはかろうとも、客観的条件が未成熟である以上不可能なことであった。職工農家の存在と増大は、この再編成の客観的条件の未成熟の集中的表現であったといつてよい。

通勤工を排出した農家層は、五反未満の小作農に最も多く、つぎに、五反未満の自作、一町以上二町未満の小・自作、五反未満の自・小作という順になっている(附表29)。このように、「二町以上の経営には未だ本格的な通勤工はなく、又自・小作別からみれば、通勤工は、小作、自・小作の層から多く出ていると云ふことが出来る⁽³⁾」。

ところで、この職工農家の特質の一つは、世帯主が通勤工である点にある。世帯主が通勤工のばあい、五反未満の階層が圧倒的

さて、職工農家の中心労働力は、残留労働力である。それは、農村からの流出労働力が青壮年男子労働力に集中していたからである。農林省委託の日本労働科学研究所の調査によれば、一九三六年から一九三九年までの流出者は、新潟県長岡市外山本村(総戸数七〇三戸、うち農家戸数五三二戸、地主一五戸、農業労働者八戸、非農家一四八戸の純農村)では、職業関係の流出をみると、男子生産年令の初期で、同年令階層総人口の五四・六%、三〇才にいたるまでは、ほぼ四〇%の流出がみられる。女子は、同じく初期に六四・八五%、二五才まで高率の流出が続くが、以後流出は急速に緩慢化する⁽⁵⁾。また、兵庫

附表31 農村人口流出状況

| | 男 | | 女 | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 伊保村 | 山本村 | 伊保村 | 山本村 |
| 総人口 | 2,658 | 2,249 | 2,560 | 2,268 |
| 農家人口 | 1,409 | 1,796 | 1,335 | 1,799 |
| 不在者総数 | 330 | 397 | 128 | 254 |
| 農家よりの不在者 | 177 | 317 | 60 | 204 |
| 農業外よりの不在者 | 153 | 80 | 68 | 50 |
| 職業関係不在者 | 136 | 204 | 71 | 208 |
| 兵役関係不在者 | 135 | 137 | — | — |
| その他の不在者 | 38 | 64 | 35 | 29 |
| 不在理由不明 | 21 | 27 | 22 | 11 |
| 通勤者総数 | 683 | 272 | 175 | 137 |
| 職業関係通勤者 | 681 | 267 | 174 | 133 |
| 通勤理由不明 | 2 | 5 | 1 | 4 |
| 農家よりの通勤者 | 349 | 189 | 101 | 105 |
| 農業外よりの通勤者 | 334 | 83 | 74 | 32 |

備考 1) その他の不在者中には学生、移民、同伴、入院などを含む。

2) 農業よりの不在者中には地主をふくむ。

3) 農林省農政局『戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査』より。

景印南郡伊保村(総戸数九四一戸、うち農家戸数四五七戸、地主三戸、農業外有業者戸数四八一戸の都市化農村)では、流出人口(通勤者、不在者合計)は、男子三七・九二%、女子一一・八四%で、職業関係の理由による流出を年令階層別にみると、農家人口のうち、一六から二〇才で男子人口の六八・九四%、二一から二五才人口の五二・六〇%、二六才から三〇才人口の五八・七八%が流出し、青年労働力の五〇―七〇%が離脱している⁽⁶⁾。

農村労働力流出における、純農村と都市化農村との違いは、都市化農村では在村通勤者の比重が

附表32 男子流出者年令別職業

| | | 家事用 | 雑業 | 職人 | 人夫 | 年雇 | 農業日雇 | 労務重工業 | 労務軽工業 | 交通労働者 | 商業労働者 | 公務員 | 職業不明 | 計 | | |
|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-----|------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | | 山本村 | 伊保村 | 山本村 | 伊保村 | 山本村 | 伊保村 | 山本村 | 伊保村 | 山本村 | 伊保村 | 山本村 | 伊保村 | 山本村 | 伊保村 | |
| 13~15 | 不在者 | 1 | | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | 3 | 3 | |
| | 通勤者 | | 1 1 | | | | | 2 2 | 1 | 2 | 2 | | | 5 | 7 | |
| 16~20 | 不在者 | | 2 6 | 2 2 | 1 3 | | | 17 20 | 11 | 3 7 | 3 11 | 7 5 | 1 3 | 3 3 | 65 | 42 |
| | 通勤者 | | 2 15 | 1 5 | 9 8 | 2 | | 51 35 | 6 | 32 3 | 9 1 | 3 4 | 5 4 | 1 1 | 83 | 113 |
| 21~25 | 不在者 | 1 | 3 | 7 3 | 3 3 | 1 | | 18 5 | 9 | 3 2 | 3 6 | 12 3 | 7 3 | 2 2 | 57 | 35 |
| | 通勤者 | | 6 2 | 6 6 | 25 | | | 12 13 | 2 | 27 | 3 1 | 3 6 | | | 27 | 86 |
| 26~30 | 不在者 | | 4 1 | 8 4 | 4 4 | 4 1 | | 8 4 | 2 | 2 1 | 2 7 | 4 5 | 9 5 | 6 6 | 45 | 36 |
| | 通勤者 | | 3 5 | 4 2 | 5 18 | | | 6 19 | 4 | 24 6 | 6 6 | 3 5 | 6 6 | | 33 | 83 |
| 31~40 | 不在者 | 1 1 | | 3 6 | 2 | | | 3 4 | 1 | 1 1 | 5 3 | 8 6 | 10 5 | 5 3 | 33 | 27 |
| | 通勤者 | 1 9 | 25 5 | 4 16 | 71 | 1 1 | 4 1 | 3 20 | 5 | 46 5 | 15 1 | 5 5 | 27 1 | 1 55 | 216 | |
| 41~59 | 不在者 | 1 | 6 | | 5 | | | 1 2 | | 2 | 2 3 | 4 4 | 3 4 | 22 | 11 | |
| | 通勤者 | | 13 16 | 3 9 | 10 66 | | 10 2 | 2 6 | 4 | 24 3 | 4 4 | 5 18 | 21 | | 63 | 153 |
| 60~ | 不在者 | | | | | | 1 | | | | | | 2 1 | 2 | 2 | |
| | 通勤者 | | 2 5 | 1 1 | 9 | | 1 1 | | | 2 | | 2 1 | 1 1 | 1 6 | 21 | |
| 年令不明 | 不在者 | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 2 | | |
| | 通勤者 | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | 2 | |
| 計 | 不在者 | 5 | 2 15 | 9 25 | 9 20 | 7 5 | 1 1 | 48 36 | 23 | 12 11 | 13 27 | 30 25 | 23 27 | 21 21 | 231 | 157 |
| | 通勤者 | | 1 30 | 28 16 | 27 47 | 197 | 1 1 | 117 478 | 95 22 | 157 17 | 40 3 | 18 36 | 67 5 | 2 272 | 681 | |

備考 農林省農政局『戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査』より作成。

高いということにつき
る。なお、また、兵役
関係による不在者の比
重が純農村都市化農村
とともに一般的に高い
ことが注目される(附
表31)。

男子労働力の流出先
は、人夫、雑業、重・
軽工業労働が多く、人
夫、雑業層には中高令
層比重が高い。重・軽
工業には青年層の流出
が相対的に多い(附表
32)。これについては、
純農村も都市化農村も
同じ状態である。

附表33 家族農業労働力の経営規模別年齢構成(伊保村)

| | ～5反 | | 5反～1町 | | 1町～2町 | | 合 計 | |
|---------|-----|-----|-------|-----|-------|----|-------------|-------------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 12才未満 | — | 5 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 (0.5) | 9 (2.3) |
| 13 ～ 15 | 7 | 1 | 6 | 5 | 4 | — | 17 (3.0) | 6 (1.5) |
| 16 ～ 20 | 13 | 8 | 5 | 14 | 6 | 6 | 24 (4.2) | 28 (7.0) |
| 21 ～ 25 | 12 | 9 | 11 | 12 | 3 | 5 | 26 (4.5) | 26 (6.5) |
| 26 ～ 30 | 24 | 16 | 15 | 17 | 11 | 10 | 50 (8.7) | 43 (10.8) |
| 31 ～ 40 | 59 | 46 | 46 | 31 | 20 | 23 | 125 (21.8) | 100 (25.1) |
| 41 ～ 59 | 100 | 64 | 75 | 57 | 30 | 21 | 205 (35.8) | 142 (35.7) |
| 60 ～ | 54 | 20 | 45 | 14 | 24 | 10 | 123 (21.5) | 44 (11.1) |
| 年令不明 | — | — | — | — | 1 | 1 | 1 (0.2) | 1 (0.1) |
| 計 | 269 | 169 | 205 | 152 | 100 | 78 | 574 (100.0) | 399 (100.0) |

備考 1) () 内は構成比(%)。

2) 前掲、農林省農政局「戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査」より。

農村労働力流出のかかる構造は、残留農業労働力構成の高令化と女子化をもたらし、拡大した。家族農業労働力の四一%をしめる女子労働力は、男子労働に比較すると、女子青年層および中年層比率が幾分高い。また、男子労働力では、三〇才未満の年令階級にあるものは、僅か二〇・九五%に過ぎない(附表33)。

したがって、職工農家は、農村労働力構成のこのような一般的性格のもとでの経営主の通勤工化であった。それは、戦時農業立法によって統制されてはいたが、高率小作料と土地高価格のもとで、集約労働による米の限界生産費の高騰は、統制米価と矛盾し、農民層分解を促進した。この分解の中で、経営耕地を縮小し、飯米農家に転落する農家が増加した。農業生産機構は、その経営形態からみると、専業農家、経営主は農業に従事するがその後継者たる長男が職工たる農家(長男流出農家)、その他の兼業農家(婦人農家)、経営主たるべき者が職工たる農家(経営主流出農家)の生産力体系(序列)をなしており、それは農繁期労働力の補充において、婦人経営農家での男子労働力補充が比較的容易であったことと、経営主流出農家では、通勤先が工場であるばあいに休暇取得

附表34 通勤工の賃銀

| | | 昭和 12年12月 | 13年3月 | 13年6月 | 13年9月 | 13年12月 |
|-----|------|--------------|-------|-------|-------|--------|
| 支給額 | 本給 | 29.92 | 30.48 | 31.27 | 30.56 | 32.16 |
| | 手当諸給 | 12.04 | 16.11 | 25.56 | 17.85 | 16.81 |
| | 計 | 41.96 | 46.59 | 56.83 | 48.41 | 48.97 |
| 控除 | 額 | 6.00 | 4.14 | 7.01 | 8.35 | 9.32 |
| 差引 | 手取賃銀 | 35.96 | 42.45 | 49.82 | 40.06 | 39.65 |

備考 1) 1937年日中戦争勃発直後に入場せる青年工員5名の平均。
2) 労働科学研究所『農林地帯に進出せる大工場への農家通勤工に関する調査報告』より。

が事実上困難だったことよって成立した生産力序列であった。しかし、この生産力体系も、兼業化の著しい地域では、攪乱されていた。(7)

また、職工農家の農業技術は、品種選択の基準がなく、施肥方法の拙劣さ、病虫害駆除の不徹底、適期作業の困難などで遅れており、さらにそこでは、労力不足による粗放経営がおこなわれ、耕地縮小と蔬菜栽培への転換がおこなわれた。このような職工農家の経営は、小作料を支払うと、飯米農家としての自給率はきわめて低いものとなった。(8)

また、このような通勤工の労働条件について、その賃銀をみておこう。

通勤工の賃銀は、これら通勤工が、作男や半手間男から転出したものが多かったことと、それが、農家経済において家計補充的位置にあったことに規定される。通勤工の賃銀は、壮丁前後の標準的工員で、一九三八年には、平均月額四二円八三銭であった。支給総額四七円九九銭、内本給三〇円七銭(約六〇%)、本給外は残余の約三〇%であった(附表34)。それゆえ、本給三〇円から控除部分(食費その他作業服購買、月賦、健康保険・共済部掛金、強制貯金、会費、銃後援会費、体育費、新聞代など)を除くと、手取は二五円となる。手取額をふやすためには、特殊残業(日曜臨出)、夜勤などで、手当諸給(一八円)の増額をはかるか、減反を阻止して農業収入の増加をはかるしかない。こうして、手当諸給は、絶対額が増加し、賃銀統制下では、支給総額における手当諸給の相対的比率は、さらに一層増

附表35 通勤工の賃銀額の変化及び手当諸給の比重

| | 賃銀額の変化 | | | | 賃銀の構成 | | | |
|-------------|--------|-----|------|-------|-------|----|------|--|
| | 支給総額 | 本給 | 手当諸給 | 手取賃銀額 | 支給総額 | 本給 | 手当諸給 | |
| 昭和12年 Ⅳ 四半期 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 72 | 28 | |
| 13年 Ⅰ | 112 | 107 | 126 | 116 | 100 | 69 | 31 | |
| Ⅱ | 127 | 92 | 128 | 128 | 100 | 53 | 47 | |
| Ⅲ | 124 | 109 | 164 | 116 | 100 | 64 | 46 | |
| Ⅳ | 113 | 101 | 113 | 108 | 100 | 65 | 45 | |

備考 前掲、労働科学研究所「農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工に関する調査報告」より。

加することとなった。一九三八年の第四、四半期には、手当諸給は、手取賃銀額のおとんど半ばにも達した（附表35）。手取賃銀の、このような構成とその変化は、平常的Ⅱ昼勤Ⅱ定時間労働から、特殊Ⅱ残業Ⅱ夜業時間労働の強化されたことを表現するものにほかならなかった。⁽⁹⁾したがって、賃銀支払形態におけるこのような構造は、通勤工の所定外労働の拡大を強制し、農作業労働への従事を困難にする⁽¹⁰⁾。通勤工の、工場労働と農業労働との対立が、低賃銀労働の成立基盤でありながら、逆に、この対立のゆえに崩壊せしめられ、そこから戦時生産機構そのものを破壊してゆくこととなった。

しかし、通勤工の賃銀収入も、農業経営費の急騰、とくに、一九三九年、四〇年頃からの肥料配給の縮小によって、闇購入が増加し、現金取引になることなどによって、農業経費に充当せざるをえなかった。しかも、農業日雇賃銀の急騰と、通勤工の取得する賃銀との逆鞘は、通勤工流出による不足労力を雇用労働力によって補填することを困難にし、通勤工の農繁期欠勤を促すことになった⁽¹¹⁾。労働科学研究所の調査によると、社宅通勤者に比較して、相当に高い休業率を示している（附表36）。とくに、工場外の私的都合による欠勤は、月別の

休業者率と一人当り休業日数が、農繁期に集中して高いことからみると、農業労働に従事するための欠勤が相当に影響しているものと思われる。また、農村通勤工を、戸主、長男、その他（二、三男を主とする）に分ち、経営

附表36 理由別欠勤状況

| | 農村通勤工 | | 社宅通勤工 | |
|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | 休業率 | 1人当 休業日数 | 休業率 | 1人当 休業日数 |
| 公 傷 欠 勤 | 8.8 | 10.50 | 7.1 | 6.33 |
| 病 気 欠 勤 | 77.4 | 23.26 | 45.2 | 12.11 |
| 自己都合欠勤(含無届) | 85.3 | 19.21 | ... | ... |

備考 労働科学研究所『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工員に関する報告』1943年より作成。

附表37 自己都合欠勤調査

| | | 5反以上 | 5反未満 1反以上 | 1反未満 | 計 |
|--------------------|--------|-------|--------------|------|------|
| 戸主通勤者 | 人員 | 5人 | 10 | 11 | 26 |
| | 平均欠勤日数 | 25.6日 | 16.9 | 18.6 | 19.3 |
| | 欠勤者率 | 80% | 80 | 82 | 81 |
| 長男通勤者 { 戸主55才以上 | 人員 | 11人 | 2 | — | 13 |
| | 平均欠勤日数 | 17.4日 | 3.5 | — | 15.2 |
| | 欠勤者率 | 91% | 50 | — | 85 |
| 長男通勤者 { 戸主55才未満 | 人員 | 11人 | 2 | — | 13 |
| | 平均欠勤日数 | 8.2日 | 3.0 | — | 7.4 |
| | 欠勤者率 | 91% | 50 | — | 85 |
| その他通勤者 | 人員 | 12人 | 4 | — | 16 |
| | 平均欠勤日数 | 15.8日 | 32.0 | — | 19.8 |
| | 欠勤者率 | 92% | 100 | — | 94 |

備考 1) その他通勤者、5反未満1反以上層平均欠勤日数が多いのは、明白な病欠という形をとらない病欠などによると思われる。
2) 前掲、労働科学研究所『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工員に関する調査報告』より。

需インフレと食糧危機のもとで、なお農業からの離脱をなしえず、高騰する農業経営費を賃銀収入で補填しつつ、労働力と農業生産との補完的再生産しかなしえなかつた。

(1) 一九三八年の農家一斉調査は、従来の農事統計より進んだものであったが、それでも、稼働形態を広く解釈しているといわれながら、職工農家問題の深刻さを十分に把握しえたとはいえない。それは、職工農家という形態の不安定のゆえに、統計上

続・戦時労働市場に関する研究(三好)

規模別に欠勤状況をみると、五反以上層において、戸主通勤者の平均休業日数が圧倒的に多い。それはさらに、長男通勤工のうち戸主五反以上のものの平均休業日数が高いこととともに、通勤者の自家農業との連繋の程度を示すものと思われる(附表37)。

こうして、職工農家では、工場労働と農業労働の矛盾の顕在化によって、農業経営面積を縮小(小作地、悪い湿田、遠隔地耕地などの耕作廃止による減反)しながらも、軍

過少に表示されるのではないか、ということが指摘されている(近藤康男「農工調整三題」協調会『社会政策時報』第二七七号、一九四三年一〇月号、六一八頁)。

(2) 帝国農会の依頼による京大橋本研究室の「大阪市近郊農村に於ける人口並労働関係」調査(帝国農会『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』第一・二部、一九三九年)による。

(3) 農商省総務局『農工調和に関する基本調査報告書』一九四四年、五四頁。

(4) 農林省地方事情調査会の調査によれば、全国平均適正経営規模は一町七反、北海道を除くと一町六反で、当時の農業経営規模全国平均一町一反、北海道を除いたばあいの九反をはるかに超えている。だから、適正規模化を進めると、農家戸数の四〇%が過剰農家となる(帝国農会『大日本農会報』一九四一年五月号、七六頁)。

地方別純農村一戸当適正規模

| | | | | | |
|--------|-----------------|----|----------|--------------------|------|
| 北海道 | 六町一反 | 東海 | 一町三反一町四反 | 沖繩 | 二町 |
| 東北 | 二町 | 近畿 | 一町二反一町四反 | 全国平均 | 一町七反 |
| 関東 | 一町五反一町四反 | 中国 | 一町三反一町五反 | 府県平均 | 一町六反 |
| 北陸 | 一町六反一町五反 | 四国 | 一町一反一町五反 | | |
| 東山 | 一町一反一町三反 | 九州 | 一町 | | |
| | | | 一町八反 | | |
| 一〇%以下 | 北海道 | | 四一・五〇% | 青森、山形、東京、新潟、福井、山梨、 | |
| 一一・二〇% | 静岡 | | | 滋賀、奈良、和歌山、山口、沖縄 | |
| 二一・三〇% | 宮城、福島、岐阜、愛知、大阪、 | | 五一・六〇% | 長崎 | |
| | 徳島、高知、佐賀、熊本、宮崎 | | 六一%以上 | 大分 | |
| 三一・四〇% | 残余の二二府県 | | | | |

(5) 農林省農政局『戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査』一九四二年、三八一頁。

(6) 前掲、農林省農政局『戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査』、一三七頁。

(7) 前掲、農商省総務局『農工調和に関する基本調査報告書』、三七一九頁。なお、経営形態別の水稻反当取量を示せば、以下の表のとおりである。

経営形態別水稲反当水田規模 (1941, 42年平均)

| | 反 当 収 量 | | | 水 田 規 模 | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 砂 沢 | 折 笠 | 川 尻 | 砂 沢 | 折 笠 | 川 尻 |
| 専 農 | 石 1.386 | 石 1.556 | 石 1.452 | 反 6.913 | 反 6.212 | 反 7.429 |
| 長 男 流 出 | 1.400 | 1.502 | 1.533 | 7.119 | 4.407 | 4.002 |
| 婦 人 農 | 1.111 | 1.461 | 1.286 | 3.225 | 2.811 | 3.005 |
| 経営主流出 | 0.938 | 1.372 | 1.485 | 2.510 | 2.310 | 3.012 |

備考 1941, 42年の「生産申告」によるもので、多少の報告もれがあるとともに、この申告自体の正確性が問題であり、一概に多少控え目に申告されていると思われる。

経営形態別一戸当り米生産費 (1941, 42年平均)

| | 砂 沢 | 折 笠 | 川 尻 |
|---------|--------|--------|---------|
| 専 農 | 石 9.57 | 石 9.71 | 石 10.89 |
| 長 男 流 出 | 9.96 | 6.61 | 6.13 |
| 婦 人 農 | 3.64 | 4.14 | 3.86 |
| 経営主流出 | 2.27 | 3.19 | 4.51 |

経営形態別米生産消費量 (推計)

| | 生産量 | 消費量 | 社会的生産量 |
|---------|-------|-------|---------|
| 専 農 | 石 9.5 | 石 6.0 | 石 3.50 |
| 長 男 流 出 | 7.0 | 6.0 | 1.00 |
| 婦 人 農 | 3.8 | 4.5 | (-)0.70 |
| 経営主流出 | 3.0 | 4.5 | (-)1.50 |

(9) 務局『農工調和に関する基本調査報告』六二—三頁。

(9) 労働科学研究所『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工員に関する調査報告』労働科学研究所報告第三部「産業経営及社会政策」第一〇冊一九四三年、七一—二頁。

(10) 通勤工の農作業に従事する時間は、愛媛県新居浜市を中心とする農村地帯での調査(一九三八年)によると、別子銅山が八時間三交替制をとっていたため、一の番(七時から一五時)では、夏期ではほぼ三時間の農作業が可能であった。二の番(一五時から二三時)で

は、午前中の農作業が可能となる。三の番(二四時から翌日の朝六時)では、帰宅睡眠の若干の時間に従事しえた。しかし、勤先が化学工業では、一二時間二交替制が採用されていたため、農作業に従事する時間はほとんどなかった(中央農業会『農業労働力調整研究報告』一九四四年、五一—六頁)。

(11) 通勤工流出にともなう雇用労働力の受入れにおいて、移動班の備入れでは、食事宿泊の上、男一九〇銭(移動班の賃金は相対的に低廉)であるため、賃銀一円の通勤工が田植期に工場に出勤することは大きな損失であった(前掲、労働科学研究所『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工員に関する調査報告』、六八頁)。

続・戦時労働市場に関する研究(三好)

四三(四三)

(8) 専農、長男流出農家の家族構成を、かりに六人(大人三人、子供三人)、婦人農家、経営主流出農家の家族構成を四人半(大人二人、子供二・五人)とし、大人と子供平均一石の米を消費すると仮定すれば、専業農家は、自家食糧のほかに三石五斗を社会的に生産し、職工農家でも、長男流出農家は一石の社会的生産をしているが、婦人農、経営主流出農家では、それぞれ七斗、一石五斗の飯米不足となっている(前掲、農商省総

（12）前掲、労働科学研究所『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工員に関する調査報告』、附章——「農村通勤工の出勤状態」参照。

三 労働力調整機構

1 農業生産機構と戦時農業要員指定

戦時生産機構再編成（戦時産業合理化）は、不熟練労働力の大量析出を基盤として展開しえた。したがって、かかる戦時生産機構再編成過程は、労働力の一般的不足をもたらした。この労働力の一般的逼迫にたいし、労働力の析出（労働市場拡大）は、基本的には地主的土地所有に規定された農業生産機構の解体においてのみ可能なことであった。そこでは、農業労働力の不足を激化させ、農工調整問題を提起することとなった。そして、労働力不足が、この農工調整を破産せしめるほどに進行するとき、それは絶対的不足に転化するのである。こうして、労働力創出過程が、地主小作関係の弛緩を一層促進することにおいて、農工調整の主要課題は、地主的土地所有に規定された農業生産機構による低賃銀基盤の維持と労働力析出との矛盾の調整にあったといえる。しかも、この調整は、財閥・工業資本のみでなく、地主・大農の利害とも一致した。かくて、この調整は、地主小作関係の縮小再編成による農業生産機構の再編成とならざるをえなくなった。

ところで、日本資本主義の農業生産機構は、戦前においては、地主的土地所有に規定されており、そこでの矛盾は、小作運動の激化として発現した。とくに、米騒動以後、小作争議は激化し、地域的にも拡大して行った。この小作争議は、不作による減免歎願運動から小作料率永久削減要求へと、争議の内容は、小作制度に抵触する

ものへと発展した。さらに、昭和初期の農業恐慌下で、小作、自作を問わず、中小地主にいたるまで、農家経済は危機に直面し、その中で、小作地取上げをめぐる土地斗争としてそれは激化した。地主小作関係のこのような動揺は、農民層分解、したがって労働市場の拡大を規定した。すなわち、都市産業の未発達な段階において、地主的土地所有制にもとづく高率小作料下で土地に繫縛された農民は、過重な集約労働を強制され、工業労働賃銀はもとより、農業日雇賃銀よりもはるかに低い自家労賃水準におかれた。そして、かかる集約労働と自家労賃水準およびそれを生み出した機構において、低い工業労働賃銀が規定されたのである。したがって、第一次世界大戦前後からの急速な重化学工業化と、戦時産業合理化過程における労働力需要の増大は、生産機構の再編成による労働市場の拡大を要請した。また、かかる労働市場の拡大は、地主小作関係の縮小再編成において可能となり、遺制的慣行の弛緩における農業日雇の析出過程を基礎として展開した。

ところで、日本資本主義農業生産機構は、地主的土地所有制における農業生産力発展の制約によって、米穀生産の停滞と米穀投機による価格高騰をもたらした。ここに一九一六年の米騒動がおこることになった。この米騒動は、地主小作関係の動揺を一般化した。それは、兼業農家の増大の中で、半プロ化した小作農民にとって、小作料減免要求が同時に飯米要求であったことにもとづいている。小作争議は、こうして米騒動以後各地に多発することとなった。

米騒動を機とする地主小作関係の一層の動揺は、金融資本成立と展開（重化学工業化）過程における、工業資本と地主資本の対立を顕在化した。したがって、かかる対立において、農業生産機構の再編成は、小作調停法と自作農創設維持事業を軸にする、地主小作関係の縮小再編成（安定化）と、植民地農業を包摂した食糧需給構造

の編成(植民地体制強化)としておこなわれた。とくに、植民地地主制の急速な展開下での、米穀生産費の拡大と飢餓移出の強制によって、食糧需給構造は植民地農業への依存を深めていった。米穀価格統制は、この需給構造の上に成立したものであったが、国内農業と植民地農業の競合は、地主的土地所有制に規定された生産機構では激化せざるをえず、この食糧需給構造は脆弱性をもつとともに、価格統制も限界をもたざるをえなかった⁽²⁾。この限界は、戦争末期に、価格統制から生産統制への移行において示された。このことは、食糧需給構造の崩壊を表現するものであって、それはまた、植民地をふくめた農業生産機構の崩壊(植民地体制の弱化)を反映したものであった。こうして、戦時下食糧自給態勢の強化が問題になるにいたった。

「食糧自給態勢強化対策要綱」の閣議決定(一九四三年二月二八日)は、食糧需給構造の再編成を意図したものであった。それは、地主小作関係の「安定化」による農業生産の回復をはかるため、小作権強化の立法措置(耕作権強化と自作農創設維持事業の法認)をとることを内容としていた。農地調整法は、こうして成立した⁽³⁾。

一九三八年の農地調整法は、これまでの、土地所有者に偏した農地制度を若干あらためて、小作権の安定をはかるうとしたものであった。したがって、その主要な内容は、小作契約の安定にあった。しかも、府県農地委員⁽⁴⁾会は、その安定のために強権的干渉をおこなうという内容であった。これは、戦時農地行政における国家統制機構の成立を意味した。また、地主的土地所有にたいする制限は、総動員法による小作料統制令(一九三九年)、臨時農地価格統制令(一九四一年)、臨時農地等管理令(一九四一年)、米穀国家管理と米穀生産奨励のための生産者報賞などの立法・措置がとられた。

地主小作関係の縮小再編成は、具体的には、安定農家(戦略農家)を軸とする農業生産機構編成の意図として

あらわれた。この安定農家（適正規模農家）問題は、第一段階としては、農村経済更生運動と（旧）満州移民政策の結合として、第二段階は、重要農産物増産と農家経済の安定における、余剰労働力の析出としてあらわれた。⁽⁵⁾したがって、ここでは、労力調整が基軸にすえられることとなった。⁽⁶⁾

さて、地主小作関係の動搖は、(1)休耕地、荒廃地の拡大と、(2)村落農業生産機構の崩壊としてあらわれた。したがって、食糧増産体制として、「増産確保に関する組織の整備」は、新しい段階へ移行することになった。すなわち、それは、労働移動班や勤労奉仕を軸とする労力調整から、強権的組織を軸とする体系的調整への移行にほかならなかった。こうして、食糧増産隊が、「第一次食糧増産応急対策要綱」（一九四三年五月閣議）にもとづき組織された。それは、さらに、一九四三年の「食糧自給態勢強化対策要綱」によって拡充・強化された。

この食糧増産隊は、当初は、不耕作田畑その他あらゆる休闲地の耕作（水稻および雑穀）に従事することを目的として組織され、農業報国連盟の指導、統制下におかれた。またその募集は、各都道府県に強制的に割当られることでおこなわれた。⁽⁷⁾一九四四年になると、それは、「皇国農村の剛健なる後継者を養成する目的」のためのもに変わり、作業期間も、初め四〜六ヶ月であったものが、一年間（翌年ひきつづき在隊しうる）に延長された。なお、隊員の給与については、隊員の年令が、引き上げられたこともあって、現金給与は、月額三〇円から一〇円に低下した。

農家子弟の強権的組織化による農村への緊縛とともに、戦時農業要員指定によって、農業労働力を確保し、農業生産機構を維持しようとした。こうした農業労働力は、労働動員計画の中で、国家産業（工業）動員が強化され、農業労働力の農業外流出が促進されて、農業内部の労力調整によっては、農業労働力不足を補填しえない段

階での、総合的労働力対策において確保されねばならなかった。この総合的労働力対策における農業労働力対策は、なによりも、国民徴用令との調整が問題であった。農業部門からの労働供出が中止されたのは、一九四一年の労働動員計画からであった。同時に、農業労働力調整対策も、一段と強化され、農業生産統制令(一九四一年二月二七日勅令二三三三号)によって、統制段階に移行した。しかし、農業生産統制令による離農統制も、統制をうける農業者の範囲の限定(同法施行規則、省令第二号、一九四二年一月一〇日第九条)と令第九条による除外例(国家総動員法第四条にもとづく徴用)によって骨抜きにされた。一九四三年から、国民徴用令緩和(農業基幹労働者の除外)の実施が図られ、第三次食糧増産たる「食糧自給態勢強化対策要綱」によって、戦時農業要員が指定されるにおいて、国民徴用令との調整は完成した。戦時農業要員指定は、行政庁がこれを指定し、指定をうけた要員が転職するときも、行政庁の承認を必要とするものとされた。離農統制措置は、以後この措置に切りかえられることになった。⁽⁸⁾

農業労働力対策は、戦時食糧増産対策として実施され、農業労働力動員は、農会による自主統制から国家統制に移行するにおいて、戦時食糧増産推進本部(一九四四年五月設置)の指導下におかれた。戦時食糧増産本部の中央本部は農商大臣、地方本部は地方長官が本部長となって、労務、畜力動員および指導体制の強化がはかられた。とくに労務にかんしては、その物質的な管理・統制基盤の崩壊において、農業報国連盟と一体化して精神運動を軸として展開されざるをえなかった。⁽⁹⁾

一九四四年の「決戦非常措置要綱」によって、(1)学徒動員体制の徹底、(2)国民勤労体制の刷新、(3)防空体制の強化、(4)空地利用の徹底がはかられた。⁽¹⁰⁾ こうして、食糧増産隊(農兵勤労令への指向)、戦時農業要員、援農動員

の強制労働体系が農業においても成立したのである。しかし、本土決戦が呼号される段階にいたると、農業要員の軍用徴用、農民義勇隊などの訓練強化が続けられ、農業労働力の絶対的不足が露呈した。この段階では、国民総動員体制の部分的緩和（工場労働者の帰農など）措置も実効はなく、措置そのものも、本土決戦が近づくとともに破産した。

(1) 植民地下朝鮮における日本地主による土地集中は、「産米増殖計画」中の、土地改良事業にともなう水利組合費の過重負担を重要な契機として進行した。しかも、こうした土地収奪は、朝鮮総督府の土地改良事業代行機関たる朝鮮土地改良株式会社を最高責任者によって、「公認」されたものであった（浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』一九六八年、御茶の水書房、一〇四―一〇六頁）。植民地下朝鮮での、地主制は、「併合」以前から見られるが、「併合」以後は、とくに大正中期以降一貫して増加し、大正末期には最も顕著な増加を示している。それは、一九三五年頃まで続き、日本人地主支配は強靱に存続した（前掲、浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』七七一―七八頁）。

(2) 植民地下朝鮮での「産米増殖計画」は、食糧需給計画の重要な施策であった。それは、地主的土地所有下の農業生産力停滞によって、すでにそこに破産の原因を胚胎していた。農業恐慌過程で、穀物価格の面での内地農業との矛盾の露呈によって、朝鮮農業は困難な状態におちいった。ここに、植民地統治上の必要とからんで、植民地農業における地主小作関係の「調整」が問題となり、朝鮮農地令（一九三四年）が制定された。このように、植民地をふくむ食糧需給構造は、農業生産機構における矛盾を反映して、構造的脆弱性をもっていた。米穀法の米穀統制法（一九三〇年）への展開は、この食糧需給構造の限界に規定された。

(3) 前掲、近藤康男『日本農業論』(上)、一一〇頁。

(4) 農地調整法運用上の重要機関として、農地委員会が設置された。道府県農地委員会の会長は、地方長官があたり、委員および臨時委員は、農林大臣が選任または解任することになっていた。一九四一年二月現在の委員および臨時委員の構成は、以下のとおりであった。

また、市町村農地委員会は、地方長官に、設置および廃止の権限があり、会長、委員および臨時委員は、地方長官が市町村長の意見をきいて選任または解任し、特別の事由あるときは、市町村長をもって会長にあてうるとされた（農林大臣官房総務

道府県農地委員および
臨時委員構成人員数

| 種類 | 委員 | 臨時委員 | 計 |
|-----------|------|------|-----|
| 地方官 | 147人 | 5 | 152 |
| 庁官 | 11 | 82 | 93 |
| 官吏 | 541 | 62 | 603 |
| 関係官 民間 | | | |
| 合計 | 699 | 149 | 848 |

課「農林行政史」第一卷一九五七年、五八一―二頁)。この農地委員会の設置によって、農業統制機構が形成されることになった。

(5) 石橋幸雄「農業経営の新機構」一九四一年白楊社、三一―二頁。

(6) 農業労働力の不足は、一九三七年七月以降、陸軍大量動員によって急速に進行し、同年の秋期農繁期労働力の確保が緊急の課題となった。そこで、農林次官から地方長官宛通牒「事変ニ伴フ応召農山漁家ノ生活安定ニ関スル件」(一ニ文第七九〇号)にもとづいて、動労奉仕を組織化し労働力の充足をはかった。ここに農業労働力対策が開始された。一九三八年度からは、「農業共同作業運動」が開始され、農務局長から地方長官に「農業共同作業促進施設ニ関スル通牒」(一九三八年四月六日農局第一五五三号)が発せられるとともに、農政課長より帝國農会幹事宛「農業共同作業促進ニ関スル申達」がなされた。一九三九年になると、労力調整が実施されることになり、文部農林兩次官依命通牒「学校ノ生徒・児童ノ農業生産力補充計画ニ対スル協力ニ関スル件」(一四對第一四三三三号)、農林次官通牒「農繁期労力調整ニ関スル兵士ノ一時帰休ニ依ル協力方ノ件」などによって、秋季援農動員がおこなわれた。一九三九年からは、労働動員計画の一環としての調整が始ったが、昭和十五年度労働動員計画実施計画綱領にもとづく労働配置の実施において、計画以上の農業労働力の流出がおこった。こうして、農業労働力の調整を強化するために、農林省の指導によって、帝國農会をして「共同作業統制規定例」を作成させ、村内の農業団体を農業共同作業に基礎をおく編成替をおこなった。これによって、農業労働の出勤または請入は、村内農業団体長の承認をえて会長に届出・承認を受けるものとされた、会長が必要をみとめたときは、出勤を命ずることも可能であった。賃銀は、会長が定めて公示し、移動や賃銀についての違反には過怠金が課せられた。こうした農会による統制は、農会法の改正(一九三五年四月五日法律第九九号)によって法認されることになった。

(7) 「食糧増産隊要綱」によると、その趣旨は、「戦時下国民食糧生産確保の絶対的要請に応ずるため不耕作田畑其の他凡ゆる休閑地を利用して水稻、雑穀等の作付を為さしむることとなりたるも之に要する労力は地元労力の活用にあつては勿論なるも新に各道府県に於て農村青少年等にして食糧増産に挺身せんとする者を以て食糧増産隊を編成し随時随所に出動せしめ農耕、土地改良等に動員せんとす」ることにあつた。この食糧増産隊は、全国推進隊長の統制下において、「各道府県推進隊長たる農業報國聯盟支部長の指揮に入るもの」とされ、作業についても、道府県や農業報國連盟支部により策定された作業計画にもと

づき、作業に従事せしめられた。宿泊費、食費、移動費は、訓練については農業報国聯盟が負担し、作業では移動費をのぞいて受益者がその全部ないし一部を負担することを原則とした。医療救恤費は、農業報国聯盟推進隊救恤規定が準用されるものとされた。

食糧増産隊は、農業報国聯盟によるファッシヨ的精神運動による食糧増産運動(食糧増産報国推進隊、食糧増産報国嚮導隊)の、国家による再編成にはかならなかつた。また、食糧増産隊の農業労働力編成における位置とその性格において、戦時農業生産機構の矛盾の根深さと、農業生産機構の再編成、維持過程における戦時国家独占資本主義の具体的内容を認識しうるであらう。

(8) 食糧自給態勢強化の要領は、同綱領によると、(一)戦時農業要員指定、(二)増産確保に関する組織の整備、(三)農地に関する統制を内容としている。戦時農業要員指定については、「戦時食糧増産確保上、農業者をして食糧生産に対する国家的意識を昂揚し、責任と矜持を以て継続して農業に精進せしむる為」つぎの措置がとられるものとされた。

(1) 基本たる農家の経営主及其の世帯に属する農業従事者(当該農家の耕作面積、耕作物の種類に依り必要なる限度とす)は、戦時農業要員として行政庁之を指定すること。

(2) 戦時農業要員は戦時中充分に生産力を發揮すべき農業経営を継続する責務を有するものとし、他の職業に転ずる場合は行政庁の承認を要するものとする。

(3) 当該村に於ける食糧増産指導上欠くべからざる任務を担当する者に付ても右に準じ戦時農業要員として指定すること。尚農業工鉱業相互の間に於ける季節的の労務移動に付適切な調整の措置を講ずること。

(4) 戦時食糧増産推進本部の設置によって、画期的な推進運動が展開されることとなったが、その要綱はつぎのごときものであった。

一、戦時食糧増産推進本部はこれを中央本部及び地方本部とし、中央本部は農商省に、地方本部は各地方庁に置くものとす

二、中央本部長は農商大臣、地方本部長は地方長官これに当るものとす

三、中央本部及び地方本部に顧問及び参与を置き団体関係者及び民間有識者にこれを委嘱するものとす

四、増産推進上中央本部は技術指導の機動化及び畜力動員の計画化に務むると共に農業報国聯盟との一体的活動を図り中央本部長指揮の下に農業報国聯盟の結集する農業労務の組織的、機動的運営をなすものとす

五、関係各庁関係官を以て組織する戦時食糧協議会を農商省に設置するものとす

続・戦時労働市場に関する研究(三好)

(10) 前掲、農林大臣官房総務課『農林行政史』第二卷、一三四三頁。

2 農業生産機構戦時再編成と農業団体

戦時産業合理化は、基底的生産関係の動揺をもたらすことによって、労働力流動化を急速に激化させた。このような過程は、農業部門では、地主的土地所有に規定された生産力の停滞構造のもとで、地主小作関係の弛緩を促進し、農業生産機構の解体の危機を生み出した。それゆえ、農業生産機構の再編・補強過程は、地主小作関係の弛緩によって解体した農業労働編成体系の再編成過程として展開するにあたって、地主小作関係の縮小再編成過程として展開せざるをえなかった。しかも、そうした農業労働編成再編過程が、地主的再編成として進行することにおいて、農村の末端組織を如何に再編成し、統括して行ったかが問題である。農業共同作業や勤労奉仕を地主的に組織して行く具体的過程は、同時に、農業労働力を低賃銀で農業(大経営)に緊縛し、低賃銀労働市場の基底を再編成する過程でもあった。

さて、農業共同作業は、農家小組合を主体として、その統制下に実行的な単位として班組織をつくり、「農業生産技術水準の昂揚」、「労働能率の増進」、「農業経営資材の合理的利用等を通じての農業生産力の頭揚」のための末端組織たらしめた。このような共同化組織は、戦時食糧増産体制の強化過程において、その共同的機能を拡大し、生産統制移行のための組織的基盤を形成した。⁽¹⁾ 農業生産統制令は、下部統制機構として、これら末端組織を吸収する媒体として、村落農業団体の地位を補強・確定した。しかしながら、農業労働力の絶対的不足が露呈してくる過程は、同時に農業共同作業の破産する過程でもあって、この段階では、食糧増産体制は、国家的再編

成を必然化すとともに、超国家主義的精神運動として展開することにもなる。また、このような国家的な農業生産機構の再編成は、労働編成の末端組織たる農家小組合の把握過程において、工業独占資本と在村地主ないし大経営農家との対立を顕在化し、この矛盾の強権的克服過程(権力構造の再編成)として進行したのである。その意味において、農業生産機構の国家的再編成(統制)は、農業生産の回復増大というよりは、権力構造の再編成(農業生産関係の危機)の問題にほかならなかった。そこで、村落農業団体の実行的単位たる農家小組合の性格と、その地主的統括過程から検討してゆこう。

農業共同作業の実行的末端組織は、その原初的形態としては、本家分家関係による血縁的共同作業や、ときに耕地隣接による隣保的共同作業の組織としての、慣行的な「ユイ」にほかならなかった。このような共同作業組織たる「ユイ」も、実際には、地主小作関係に規定された身分的隷属的關係の組織であることが多かった。たとえば、地主的土地所有と血縁的身分的關係が強く、村落内秩序を貫徹している東北・北陸型村落組成と、商品經濟の影響が強く、大土地所有の欠如によって、血縁的身分的關係が弛緩した近畿型の村落組成とは、農家小組合の基本的性格が異なってくる。このように、地主的土地所有に規定された農業経営の構造において、農業共同作業も規定され、したがって、地主小作關係の動搖(小作争議の拡大)を契機とした農家小組合の成立も⁽²⁾見られる。また、農業への商品經濟の滲透の激しい地帯では、農業恐慌と第一次世界大戦後の日本資本主義の拡大による米穀以外の農産物市場の拡大とを契機として、流通過程の合理化を目的とした、協同組合としての農家小組合が成立する⁽³⁾。しかしなお、このような先進的農業地帯においても、遺制的慣行を實行した共同作業が残存することが認められる。さらに、耕地条件や水利条件(作業時間の遅速、作付方法、作付品種の分化などを規定)も、

共同作業にかかわってくるが、こうした条件も、基本的には土地所有関係に規定されたものであつて、そのような意味からしても、農業共同作業編成は地主的土地所有とその弛緩の状態に規定されるといえよう。かくて、農家小組合は、遺制的慣行を履行した「ユイ」を班として再編成したに過ぎないものと見ることができよう。

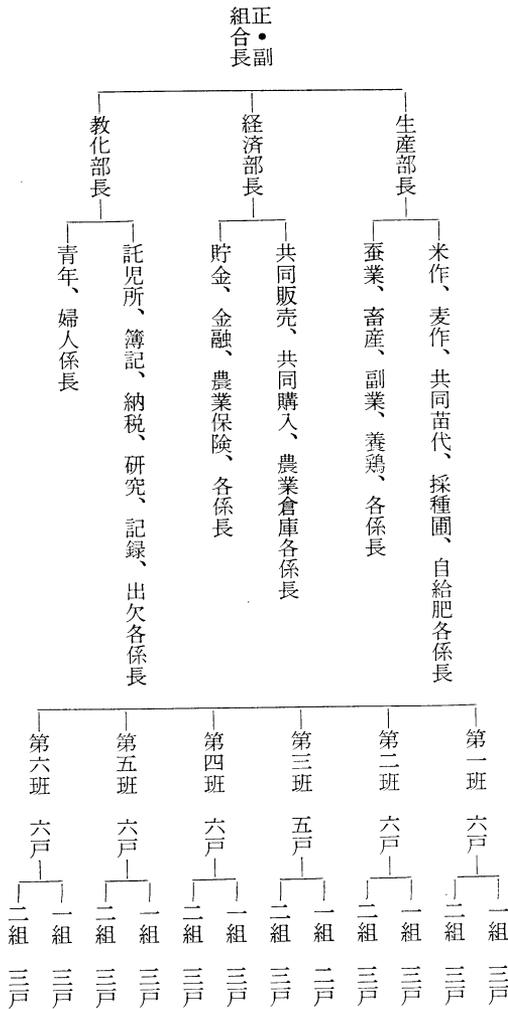
ところで、農業共同作業の内容は、農業生産力の展開によつても規定された。昭和初期から農業の機械化が進行し、それとともに、水田灌漑における共同灌漑が実施され、また共同糶摺なども実施された⁽⁴⁾。また、一九三五年頃から深刻化した労働力不足において、一九三八年に始る「農業共同作業運動」の推進を契機とし、苗代共同経営、共同挿秧、共同除草が実施されるようになった。この段階で、農業共同作業が直接的生産過程の広範な範囲をとらえたことにおいて、農業生産統制の物的基盤が確立したといえよう。また、農業団体の統制機構上の地位も、それによつて強固なものとなつた。

農業共同作業の拡大のもとで、農家小組合は法人化され（一九三三年の産業組合法改正）、農事実行組合として、産業組合への団体加入が認められた。ここに、農業危機を契機として、農村の最末端組織（共同作業組織たる班）を産業組合に連結し、統制機構として、農業の末端をも完全に把握することが可能となつた。しかも、このような過程は、一九三二年以降の農村経済更生運動として展開し、したがつて、この統制機構は、同時に勤労主義による追加労働強制機構たる内容をもつた。農家小組合が、本来的には私的「手労働」の補足たる共同作業組織たることにおいて、それが産業組合として再編成されても、それは商業利潤の排除というよりは、基本的には、国家による農業労働力の動員機構の整備でしかなかつた。

このような農家小組合の再編成は、つぎのようになされた。⁽⁵⁾

農事実行組合即共同作業組合組織表

(熊本県鹿本郡千田村奥永農事実行組合)



組合長は、東北・北陸型村落組成では地主層が、近畿型村落組成では耕地一町以上の自小作層によって、ほぼ
 になわれていた。

ところで、農家小組合のこのような編成のもとで、農業共同作業が、経営規模の格差において、出役超過と受
 役超過農家を固定的に生む。このばあい、班が「ユイ」仲間によって組織されているかぎり、精算しないのが建

前で、通常は、適当に作物を供与するか、当日の嚮応によって済されてきた。賃銀計算がなされるばあい(主として田植)でも、雇業者賃銀とは単価が異なっていた。そしてこの単価の低さの中に、遺制的慣行の曳行をみることもができる。しかしながら、労働力不足が一般化し、農業労働力不足が深刻化すると、共同作業の拡大とともに、賃銀計算におけるこの不備が、農村での兼業種類転換(工場賃労働者化)機会の増加の中で、労力移動調整を困難ならしめた。それは、さらに、作業班と作業圃場との関係からも、「ユイ」に基礎をおく労力調整は、共同作業の賃銀精算を複雑なものにした。しかも、賃銀精算の複雑さは、雇用賃銀と精算賃銀の単価の違いで、一層複雑なものとなった。⁽⁶⁾こうして、共同作業の労働編成は、さらに一段進んだ形態として、組合が作業を請負い、組合員を賃労働者として雇用し、作業せしめ、作業班と作業圃場の関係をたち切ることが行なわれた。⁽⁷⁾このような共同作業の組織は、協定賃銀の維持にとって大きな役割をもった。その点で、班よりも実行組合による共同作業が、一段と、農業賃銀抑制にとって有効であった。このように、共同作業編成の強化による農事実行組合の権限が強化され、農事実行組合が直接農業労働を把握することによって、農業生産機構の維持がはかられたのである。また、このような過程において、賃銀精算は単純化され、協定賃銀が公定賃銀へ移行する条件も形成されることとなった。

勤労奉仕と援農動員によって始った農業労働力対策は、一九三九年から、共同作業を軸とする労力調整として本格的な展開をみせた。しかし、この共同作業は、農村余剰労働力の賃労働者化を促進したが、この共同作業の内容が、共同採種圃(品種統一)、病虫害共同防除など「裸の手労働」の補足的なものでしかなかったために、農業労働力の絶対的不足を解決しうるものではなかった。また、共同作業の強化が、肥料消費調整、農業技術の高

附表38 農会数および会員数累年表

| | 帝農 国会 | 道農 府県会 | 郡農 （農） 会 | 市町村農会 | | 市農会 | | 町村農会 | |
|---------|----------|-----------|----------------|--------|-----------|-----|---------|--------|-----------|
| | | | | 会数 | 会員数 | 会数 | 会員数 | 会数 | 会員数 |
| 太正13年度 | 1 | 47 | 561 | 11,622 | 8,197,257 | — | — | — | — |
| 昭和2 " | 1 | 47 | 560 | 11,563 | 8,204,416 | — | — | — | — |
| " 3年3月 | 1 | 47 | 560 | — | — | 85 | 176,423 | 11,478 | 8,025,354 |
| " 6年度 | 1 | 47 | 556 | — | — | 94 | — | 11,335 | — |
| " 7 " | 1 | 47 | 553 | — | — | 98 | 224,933 | 11,286 | 7,450,168 |
| " 8 " | 1 | 47 | 547 | — | — | 102 | 272,702 | 11,061 | 7,005,684 |
| " 10 " | 1 | 47 | 550 | — | — | 112 | 319,834 | 10,992 | 7,185,731 |
| " 11 " | 1 | 47 | 552 | — | — | 122 | 340,309 | 11,111 | 8,085,864 |
| " 14年4月 | 1 | 47 | 552 | — | — | 138 | — | 10,918 | — |
| " 17年3月 | 1 | 47 | 540 | — | — | 181 | — | 10,510 | — |

- 備考 1) 市町村農会の会員数については、昭和12年度以降の調査を欠く。
 2) 上の表中の年度とあるは暦年である。
 3) 会員数は調査市町村農会の会員数である。
 4) 前掲、農林大臣官房総務課「農林行政史」第1巻、1,378頁より。

統・戦時労働市場に関する研究（三好）

度化、耕種改善、作業の一斉実施などの過程として展開したことからして、農業労働力の国家動員は、農業における生産の国家統制たらざるをえなかった。こうして、村落農業団体の役割も、労力調整から農業生産統制としての労働力動員のための機構へと変化した。同時に、これら農業団体の統制権限が、国家機構の中に統括され、強化された。

農業団体が、国家統制機構に統括される具体的過程は、一九三三年の産業組合法改正での農家小組合の法人化（農事実行組合）に始る。⁽⁸⁾ ついで農会法改正（一九四〇年四月五日法律第九九号）がおこなわれ、⁽⁹⁾ 農事実行組合や農家小組合などの、勅令で定められた一般的の村落農業団体が、市町村農会に加入することを認めた（第二六条の二）ことで、末端組織の機構的把握が可能になった。こうして農会による農民把握は急速に進行することになった（附表38）。

さらに、統制が生産統制としての段階に入ると、統制機構の整備（農家小組合など末端組織の一元的把握強化）のための、農業団体の統合問題が起った。この統制機構の整備が、産業

組合の「大衆化」(貧農包摂)による生産統制として展開したことは、戦時食糧増産が、農業生産力統制として進行せざるをえなかったという、農業生産機構の矛盾(地主小作関係の動揺)を表現したものにほかならなかった。したがって、この産業組合の「大衆化」過程で、産業組合が中農上層、自作農中堅の分解を阻止し、半封建的農業の堅持をはかろうとしながら、他方で、貧農の参加が半封建的生産関係の基本的敵対関係の矛盾の激化をもたらしたこと⁽¹⁰⁾によって、国家統制が一層強化されざるをえなくなった。農業団体の統合は、国家統制のこのような強化過程にほかならなかった。

農業団体の統合において、系統農会を通じての農家小組合の地主的支配強化過程は、必然的に、産業組合による独占資本の農家支配との摩擦を生じた。したがって、戦時食糧増産における農業生産力統制は、この摩擦克服(統制機構整備)を必要とした。こうして、中央農業協力が発足⁽¹¹⁾し、農業団体法(一九四三年三月一〇日法律第四六号)は制定をみた。ここに、農会は法人化され、中央、地方農会と全国農業経済会に整理されることになった。一九四三年には、中央農会と全国農業経済会が発足し、系統農会の運動上の主体が否定され、また、産業組合の自主性も否定されて、官製の農業統制執行機関に変質した。⁽¹²⁾このような段階をへて、一九四五年には、戦時農業団法(一九四五年七月七日勅令四〇五号)が制定された。この戦時農業団は、法制定の前に、制定を見こして実際に発足していたが、ここに、指揮監督組織(中央農会)と実施組織(全国農業経済会)が一元化され、戦時農業団、都道府県農会、市町村農会という統制機構が完成した。さらに、内務省の地方事務所設置に補完されて、農業統制機構は農村統制機構として、一層ファッショ的性格を明確にした。このような機構によって、戦時食糧増産は精神運動として強行され、戦時下の植民地的強制労働を補完する農業での強制労働体系を完成したの

第三の編成過程は、一般的危機過程における農業危機の急迫化での、農村経済更生運動による農村組織化の下部組織として、村落共同体の温存のために、強権的に編成される(井上晴丸『日本協同組合論——理論と史的的分析——』一九四九年研進社、二六三—四頁参照)。

(4) 組合の事業的性格の変化を、施設設置年代によってうかがうと、熊本県鹿本郡千田村奥永農業実行組合では、一九三三年ラミー脱皮機、一九三四年籾摺機、麦摺機、脱穀機、四馬力発動機、一九三五年共同作業場、農業倉庫(五二坪)、一九三六年共同作業組合設立、共同苗代、共同播種圃、共同炊事、一九四〇年製糶、製筵、製依機具が所持された(前掲、帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』三三六頁)。この施設設置の過程は、農業機械化の時期と段階および労力調整の時期をさしめしている。

(5) 前掲、帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』三三七頁。

(6) 前掲、帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』三四—三三頁。

(7) 滋賀県栗太郡大宝村小平井農業組合では、村落秩序が耕作地ならびに貸付地面積の大小に基礎をおいており、ここでは、作業班と作業圃場とは原則的には関係なく、遺制的な「ユイ」にもとづく共同作業や作業企劃を作業者に委ねた共同作業とは違っていた(前掲、帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』一六二頁)。

(8) 農家小組合の組織化の状況は、以下のとおりである(表参照)。

(9) 一九四〇年一月の、米内内閣の第七五議會での税制改正は、地方・中央の負担の均等化で純増八億の増収をはかりながら、地方税三億円の減税によって、農家の租税負担は大きく軽減された。ここに、系統農会の多年の運動は、やっと結実することとなった。また、同議會での農会法の第三次改正によって、以後系統農会の運動は、統制機構の整備と村落農業団体整備の方向に向うこととなった(系統農会史編纂会『帝国農会を中心とした系統農会の農政運動史』資料第五号、九三—四頁)。

(10) 前掲、井上晴丸『日本協同組合論——理論と史的的分析——』、二九三—四頁。

(11) 中央農業協力会(一九四一年四月一八日結成)は、農業団体法の第七六議會不提出がきまると、食糧増産の協同的展開をはかる目的で、帝国農会、産業組合中央会、全国購買販売組合聯合会、帝国畜産会、全国養蚕組合聯合会、茶業組合中央會議所、産業組合中央金庫の七団体によって組織された。

(12) 前掲、系統農会史編纂会『帝国農会を中心とした系統農会の農政運動史』、九八—九頁。

3 工場地方分散と労務配置

昭和初頭の農業恐慌を契機として、更生運動が展開された。この更生運動は、農林省指導によっておこなわれる前に、農会による運動として実施されていた。

それゆえ、経済更生運動の進捗状況についても、近畿型農村と東北型農村とは大きな相違がみられた。近畿型農村では、実施計画はかなり進捗し、土地所有関係の若干の変化の中で、契約・実納小作料間のひらきの解消がおこなわれた。また、「労力残滓」を拾い集めて、手間仕事が農業経営に付加されるとともに、農業経営における雇用労働力雇用機会も増加した。そのほか、共同施設や農道改修などの投資も比較的進んだといえる。これにたいし、東北型農村では、土地所有関係、耕作関係、小作関係は変動なく、水利改善などの投資も計画実施は困難であった。したがって、ここでは、雇用労働力の排除と自家労働強化中心の更生運動とならざるをえなかった。このように、経済更生運動が、土地所有関係にふれるところか、その補強(小作実収納の確保)でしかないかぎり、農村労働力の農外流出はさげられず、また、経済更生運動としては、産業組合組織化のみが進捗し、この産業組合活動が、農産物や農業資材の流通過程を把握しえたとしても、農産物、農業資材の統制がおこなわれるや、それはただ、農業労働の追加労働動員機構に転化するものでしかなかった。

しかしながら、この経済更生運動が、精神運動と一体化しながら、農民の追加労働による「自力更生」運動であったことにおいて、農家副業の拡大を生んだことは明らかである。そのばあいの、一つの特徴的性格を示すものとして農村工業、とりわけ機械工業の農村進出をあげうるであろう。しかし、一般的には、農村工業は、戦時

下資材、生産統制が展開するなかで、自然休止状態となった。それは、戦時産業合理化過程が労働市場を強権的に拡大し、労働力移動と都市（大工業地帯）集中を結果した。しかも、財閥・巨大独占資本を軸とした生産力構造は、軍需工場の周辺に多数の協力工場をひきつけ、巨大な産業都市を出現させた。ここに、戦時都市問題が軍事的性格に規定される条件を発生させた。

そこで、一九四〇年には、陸軍省は、「軍需工業指導要綱」（一九四〇年三月一五日陸密第四四二号）を令達するこ
ととなった。要綱の主旨は、四月一三日の軍需動員東京地方協議会において、軍需動員部隊から主な当業者に通
達された。その内容を正確に知ることは資料的に困難だが、ほぼつぎのような内容であったといわれる。すなわ
ち、「軍需工業の配置は一般立地条件の外、特に作戦上、国防上、社会及人口政策上の要求並に災害局限の必要
を顧慮して、其の大陸進出と地方分布とを図る。之が為新規計画工場を努めて大陸に進出せしめると共に、内地
において京浜、阪神地方の如き大都市区域には努めて現在以上に工場の増加することを防止し、労務者をして出
来得る限り其の郷土において生産に従事せしめる。又戦時における工業輸送に支障なからしめる為必要なる地帯
の工業立地条件を改善する目的を以て、水路、港湾、自動車道路の建設修築を促進する等輸送体系を確立整備す
る⁽¹⁾」というものであった。このような工場地方分散の方針は、一九四〇年の「国土計画設定要綱」（一九四〇年九
月二四日閣議決定）以降急速に具体化されることになった。その具体的展開の直接の契機となったのは、軍事的要
請による「過大都市疎開」のための、工場の規制地域設定（一九四一年四月）であった。この規制地域設定によつ
て、工場配置規制は始つたのである。すなわち、「工業規制地域及び建設地域に関する暫定措置要綱」（一九四二
年六月三日閣議決定）は、四大工業地域には原則として工場の新增設を認めず、ただ例外として、金属、機械器具、

または軍需充足上必要な化学工業について、既存の設備を能率的に利用せしめるため、特に拡充の必要があるばあいや、既設の企業と分離しては軍需生産の拡充が困難なばあいのほか、防空上支障のないことを要件として、これを認めた。しかし、こうした規制も、法的根拠をもたないということで、暫定的措置に過ぎなかった。それにもかかわらず、かかる措置は、「日滿支計画」〔大東亜計画〕や「中央計画」〔国土計画〕などの総合計画の一環としてとらえられていた。戦時下における非常措置や臨時措置が具体化し、累積するなかで、その総合化の要請が必然的におこってきた。こうしてそれは、総合計画策定の方向にむかわしめた。しかも、この総合計画は、戦時生産増強が生産統制として実施される過程では、つまるところは、人口（労働力）、土地、水などの問題にゆきつかざるをえず、したがって総合計画は国土計画とならざるをえなかった。

さて、戦時下において問題となった国土計画は、基本的には、高度国防国家建設計画であった。より具体的には、「民族の増強、国土防衛の強化、軍需生産の拡充、食糧確保・充実、文化向上」などを目標とした。この国土計画の策定においては、これまでの農地や農業労働力についての統制（臨時農地管理令や農業生産統制令などによる統制）が、高度国防国家の視点から「より積極的に」とりあげられることが主張された。⁽²⁾さらに、一九四一年秋の、内務省官制改変によって、地方計画は官制上明確化されることになった。⁽³⁾かかる地方計画における主要な内容の一つとして、農工調整が組みこまれ、そこにおいては、農工調整は、工場配置計画Ⅱ労働配置計画に規定されて、農業生産統制に移行せざるをえなかった。

それゆえ、工場地方分散は、土地、労力、生活の三側面において問題を生ぜしめた。(1)土地については、工場の立地条件は農業の立地条件と競合し、良地、良田の潰廃をきたし、また、灌漑用水と工業用水との競合をひき

おこした。土地については、工場敷地のみでなく、工員住宅その他厚生施設のための敷地の確保や、地価の関係から、ややもすると区割整地外の農地までが、また必要以上の耕地が潰廃されることさえおこった。(2)労働力については、通勤圏内では職工農家が増大し、通勤圏外では離農移動がみられたが、それは地主的土地所有に規定された農業生産機構の崩壊の表現にはかならなかったし、結果的には、農村人口構成に著しい変化をもたらした。(3)農業生産機構崩壊の危機における労働市場拡大過程において、「隣保相助」の慣習を破壊し、村の構造、性格をかえてゆくことが、農業というだけでなく、農民、農家、農村という見地からみて、大きな問題としてとらえられた。⁽⁴⁾

ところで、工場の地方分散は、四大工業地帯をのぞく地方工業都市への分散であって、この地方工業都市への労働力の流入・集中が、そこに住宅問題や通勤(交通)問題を発生させた。これは、このような地方工業都市を軸とした農工調整こそ、そこでの都市問題であることをしめしている。すなわち、それは労働力移動調整が、住宅、通勤問題をひきおこすことよって、再び農工調整問題に回帰することによる。それゆえ、生産統制(労務配置)によってもたらされた都市問題において、労働場所選択や労働場所移動の自由が制限ないし否定される労働配置にとまらぬ都市問題は、国土計画の一環として、具体的には地方計画たらざるをえないのである。こうして、日本資本主義生産機構の強権的再編成は、全体的・総合的計画を要請するとともに、この再編成が、このような全体的・総合的計画を要請することの中に、その危機的状況(強権的再編成とその破産)が示される。また、このような全体的、総合的な国土計画は、生産諸力の適正配置を意図するものであるかぎり、必然的に生産関係の具体的諸形態にふれざるをえず、そこにこそ、この国土計画の危機的性格が規定されている。

- (1) 防衛庁防衛研修所戦史室『陸軍軍需動員』(2)実施編一九七〇年、朝雲新聞社、三四八―九頁。
- (2) 協調会『農工調整問題(立地)』一九四四年、一六頁。
- (3) 前掲、協調会『農工調整問題(立地)』一七頁。
- (4) 前掲、協調会『農工調整問題(立地)』九―二頁。

四 結 語

戦時労働市場論の展開として、土地所有制に規定された生産機構の弛緩・崩壊の危機過程における労働市場の拡大について論じてきた。すなわち、それは、(1)農業における資本主義浸透過程が、農業賃労働者化の促進(遣制的労働慣行の弛緩と崩壊)をうながし、この農業賃労働者析出過程が、都市日雇、都市工業労働者の低賃銀労働としての連関を形成したこと、(2)地主的土地所有制に規定された農業生産機構の動揺を、地主小作関係の縮小再編成を強権的におこなうことよって、遣制的労働慣行の縮小再編成(近代化)をはかり、低賃銀基底を維持し、賃銀統制の基盤を確保したことの解明にはかならなかった。

本稿におけるこのような分析は、前稿「戦時労働市場に関する研究」にたいしては、細部詳説であるとともに、労働市場拡大におけるもっとも基底的关系(地主的土地所有に規定された生産関係の具体的諸形態の動揺)の分析にはかならない。こうして、生産関係(動揺)を軸にして、生産機構の変動(産業合理化)過程における労働市場の成熟と拡大を、日本資本主義の歴史的事実関係において解明することよって、かかる方法を現代労働市場論の成法に對置し、その批判の方向を明らかにすることも、本稿の意図にふくまれる。

本稿における、戦時労働市場の分析は、基底的关系における分析と、その国家による強権的再編過程での権力

関係に規定された労働市場の把握を追求することによって、国家独占資本主義労働市場論の確立の手がかりをつかもうとしたのである。

しかしなお、戦時労働市場論としては、都市日雇の分析が欠落している。この都市日雇の分析は、(1)農業日雇、都市労働者との連関において、労働市場分析にかかせないし、(2)その連関の分析は、低賃銀労働機構分析としてかかせないというだけでなく、この機構的分析において、資本主義的蓄積の一般的法則としての把握を可能にするという意味で、きわめて重要な課題となる。その理論的展開については、別稿の課題とせざるをえない。

さらに、戦時労働市場のかかる分析によって、つぎの賃銀統制論展開の基礎がおかれたことになるといえよう。